

京大本紫明抄
天理本河海抄
引用漢籍注考證稿
桐壺(一)

朽尾 武

紫明・河海兩抄に引證される漢詩文(中國古典)を中心にそれに付隨する日本漢文・和文に限定して考證した。
表記に統一を缺くところがあるが將來改めたい。

一、はじめに

ちうさくは、河海抄ぞ第一の物なる、それよりさきにも、これかれあれども、ひろからずくはしからざるを、かの抄は、やまともろこし、儒佛のもろくの書どもを、ひろく考へいだして、何事も、をさくのこれるくまなく、解あきらめられたり、さては花鳥餘情あり、河海の誤れるところをわきまへ、もれたる事どもを

考へくはへなど、すべてたよりとなることとおほし、此二つの抄は、かならず見ではかなはぬものなり、但し誤りもおほく、語の注などには、殊にひがことのみおほくして、用ひがたし、其後咲花抄細流あり、河海花鳥の誤りをたゞし、かれこれと考へくはへたり、さて又明星抄、孟津抄、岷江入楚、萬水一露、湖月抄など、なほ種々、頭書や何やと多かり、皆さきぐのもろもろの抄どもを、引出て、さしもことなることなく、ただすこしづゝかはれるのみなり、其中に、今世中にあまねく用ふるは湖月抄なり、げに此抄は、さきぐのもろもろの抄どもを、あまねくよきほどに、頭らと傍らとに引出、師説今按をもまじへ、すべて見るにたよりよきさまにぞ書きなしたる、さて又契沖ほうしの源註拾遺といふ物八卷あり、こと／＼く注せるにはあらで、たゞ諸の抄にもれたる事、誤れる事どもを、こゝかしこ、わきまへ解たる物なり、此人は、よにことなるさとり有し人なれば、めづらしきこと多し、すべてこの人のあらはせる書どもは、近き世のうきたる説をば、さらにとらで、何事も、古き書を證として、新に見明らめたることおほきなり、(宣長『玉の小櫛』一 注釋)

甚だ長文の引用で恐縮だが、宣長の『源氏物語』の注釋觀を知ることができる。『河海抄』の缺點を認めながら高く評價していることが了解できる。『湖月抄』についても的確に評している。契沖の學問については宣長學の先輩として古書による實證主義を高く評價していることがわかる。

『源氏物語』の注釋史については季吟の『湖月抄』においてはやく「此物語の諸抄」に述べられている。重松信弘『新源氏物語研究史』において総合的にその研究史が論述され以後の研究の基礎が築かれたことは周知の通りである。

その詳細については先學の研究に委ね注釋史の概略を述べておこう。

『源氏物語』の最初の注釋書は永曆元年(二一六〇)前後の成立という『源氏釋』⁽¹⁾がある。和歌歌謡の引用を主に、漢詩文・仏典等の引用がこれに次ぎ、有職故實・準據等の事項がわずかに見られる。語釋はまれである。注釋の量も少く桐壺卷について言えば大成本において一頁半弱に過ぎない。

藤原定家は元仁二年(一二二五)に『源氏物語』五十四帖の寫本を完成しており、これを後に青表紙本と通稱している。この奥に書き入れられた注文を抜き出したものが『奥入』⁽²⁾であり、嘉禎二年(一二三六)頃できている。『奥入』は『源氏釋』をもとに増補が加えられたものである。大成所收の明融本『奥入』(第一次、定家自筆本『奥入』(第二次)等によってその姿を知ることができる。散佚した『奥入』本文も後の『河海抄』に多く引かれている。

親行の河内本は建長七年(一二五五)に十九年ぶりに完成している。文永元年(一二六四)前後には光行・親行父子の『水原抄』五十四帖が完成したが、今は佚して傳らず、『原中最秘鈔』、『紫明抄』、『河海抄』等に佚文を傳えるのみ。

親行は子の義行(聖覺)、孫の知行(行阿)とともに『水原抄』の秘説を抄出して『原中最秘鈔』二卷を著した。この書は前田家本や大成所收の阿波國文庫本あるいは『新校群書類從』本等に收める。

親行の弟素寂は永仁二年(一二九四)に『紫明抄』⁽³⁾十卷を鎌倉將軍久明親王に奉っている。この書は語釋、文意文脈の考察、準據、有職故實の解説が一段と幅廣くなっている。その序において杜預の「左傳癖」にならって「源癖」を言うように、その注釋に執着し、中でも佛典に典故を求めるのに努めた。この書に類似した内容を持

つ『光源氏物語抄』⁽⁴⁾（『異本紫明抄』）があり、黒川本がノートルダム清心女子大学叢書として影印され、一帖を失った書陵部本が活字になっている。

貞治二年（一三六三）前後に四辻善成は足利二代將軍義詮の求めに應じて『河海抄』⁽⁵⁾二十巻を著し、從來の注釋書の集大成を行っている。これ以後、嘉慶二年（一三八八）前後にも修正が加えられている。現行の多くの寫本類は各時代多くの人の手が加えられ原本の姿が捕えにくいところがある。考證を加えることにより原姿に少しでも近づけることができれば幸いである。

『河海抄』以降については年表風にたどつてみたい。

善成は『河海抄』に注しない秘説を集めて『珊瑚秘抄』一卷を作っている。

○文明四年（一四七二）一條兼良『花鳥餘情』三十巻成る。武蔵野書院、桜楓社版あり。

○一條兼良や宗祇の講釋をまとめた肖柏の聞書に實隆が手を加えた『弄花抄』が文明十一年（一四七八）ごろ成る。青表紙本文を最初に用いた。桜楓社版あり。

○大永八年（一五二八）實隆・公條の『細流抄』成る。桜楓社版あり。天正七年（一五七九）以前に成立とされる實枝補注の『明星抄』十六巻（明暦三年（一六五七）刊）。武蔵野書院版あり。

○天正三年（一五七五）九條植通『孟津抄』成る。三條西家注の集大成。桜楓社版あり。

○同年能登永閑『萬水一露』二十八巻成る。河海、花鳥、弄花、細流と師の宗碩等の注に自説を加え集大成したもの。承應元年（一六五二）貞徳跋、寛文三年（一六六三）刊。桜楓社版あり。

○慶長三年（一五九八）細川幽齋、中院通勝『岷江入楚』⁽⁶⁾五十五巻成る。諸注の集大成として最も浩瀚かつ整つ

たもの。桜楓社版、武蔵野書院版（刊行中）あり。

○寛永十七年（一六四〇）釋了眞『首書源氏物語』五十六冊成る。寛文十三年（一六七三）刊。『湖月抄』の前驅をなすもの。青表紙系本文。和泉書院版あり。

○延寶元年（一六七三）北村季吟『湖月抄』六十巻成る。延寶三年（一六七五）刊。河海、花鳥、弄花、細流、孟津等の諸注に箕形如庵の説と自説を加える。流布本ながら青表紙系本文を用い、廣く流布した。新典社影印本の他、改變を加え、『玉の小櫛』の説を加えた現學術文庫版等あり。

○元祿九年（一六九六）僧契沖『源註拾遺』八巻成る。実證的手法を最初に加えた新注。天保五年（一八三四）刊。『契沖全集』巻六所收。

○寛政八年（一七九六）本居宣長『玉の小櫛』九巻成る。同十一年（一七九九）刊。実證的な注のほか、物のあはれ論等評論としても優れる。

以上述べた他に優れた研究はあるのであるが、省略する。

二、本研究の目的

『紫明抄』、『河海抄』の注釋の中、漢詩文を中心にした典據を考證することを目的とする。善成はこの注釋において何を意圖したか解明する必要がある。宣長は『玉の小櫛』五、桐壺の「花やかなる」の注において「河海に、聲花ハナヤカ白氏文集とあり、すべて此物語のうち、詞の注に、かやうにからぶみ又は日本紀などの文字引れたること

おほし、それが中に、まれにはあたれるも有て、一つの心得にはなるべきもあれども、おほくはあたりがたくし
て、みだりなることもおほし、さればひたぶるに注のもじにすぎる時は、詞の意を誤ることなり、大かたいづれ
もく、注の文字にはよるべからず、この聲花も、白氏文集にては、はなやかとよみて、かなふべけれども、
然りとて、はなやかを、聲花の意とのみ心得ては、いたく違ふべし、されば聲花をはなやかとは訓べけれども、
はなやかを、聲花とは心得べきにあらず、おほかたいづれの詞の注も、此わきまへ有べきなり」と。正論である。
宣長は善成の注釋方法に疑問を提したのであるが、注釋者本人はその作爲に有意義を考えて行つてゐるのである。
なぜそのように注を行つたか偏見を捨てて考えてみる必要がある。

『紫明抄』もそうであるが『河海抄』は漢文學、歌學の傳統の中に生れた注釋書である。作品を読みながら、
この和語にどのような漢語が當てられるのか楽しんだものではなからうか、單なる術學趣味とは思えないのである。
『名義抄』(僧上⁵)は「聲花」に「ハナヤカナリ」を當てる。この語は『白氏文集』卷十五の律詩の「晏坐閑吟」
中の「音爲京洛聲華客・今作江湖潦倒翁」(『和漢朗詠集』遊女³)に見える語。大理圖書館の貞和本の訓をヲコト
點等により讀むと「昔は京洛の聲華^{はなやか}なる客爲りき、今は江湖の潦倒^{れうたう}れたる(はほけたる江³家本)翁と作れり」
となる。「聲華」の華の字は鎌倉期の墨流本『和漢朗詠集』では花となつてゐる。他にも同じ例があり、訓は同
じである。『色葉字類抄』は「聲華」として同一訓を持つ。他にこの訓を當てた漢語は見られない。『河海抄』當
時の「ハナヤカ」に對する漢語は「聲華」が常識の語感であつたのである。室町期の『運歩色葉集』や『温古知
新書』では「聲華」の他に「榮」、「鮮」の字が當てられ宣長の言にも納得できるのである。ただし宣長の言の如
く、語釋と關りのない引用もある。これは前にも述べたように言語の遊戲もあつたと思えるのである。善成にと

つては意味があるが後世の實證的手法では納得できないのである。

引用される書は多岐に渡る。經史子集のうち、四書・五經、『史記』以下、『唐書』に至る正史や別史類、子部の『世説』、『孔子家語』、『蒙求』、『遊仙窟』、字書類では『爾雅』、『説文』、『玉篇』、類書の『藝文類聚』、『初學記』、『白氏六帖』、『太平御覽』、集部の『文選』、『白氏文集』等である。中でも類書は多用されたと考えられる。日本の漢詩文の中では『日本書紀』は紫式部が「日本紀の御局」と言われたこともあり、引用が多い。六國史、『萬葉集』、眞名本『伊勢物語』等である。角川書店版の『紫明抄・河海抄』にも引用書索引が作られてその實態を知ることができる。

『紫明抄』が用いた傳本は當然河内本系である。『河海抄』の引く源氏本文は河内本系であるが定家本その他の諸本を適宜参照している。當時は現今言われるように截然と河内本系、青表紙本系、別本系等嚴密に區別しなかつたと考えて良いであろう。ただ河内本は善成にとつて家學領域であるのでこれを底本にしたと考えると支障がなからう。

この度、考證に用いる『紫明抄』は京都大學國語國文資料叢書所收の鎌倉期寫本を用いた。『河海抄』は天理圖書館善本叢書所收の傳一條兼良書寫の中書本と稱せられる本文を用いた。また玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』（角川書店）を參考にした。兩書の本文まで掲載したのは角川本と異同があるためである。

この考證をすることにより、善成の注釋の目的を少しでも探ることができればささやかな成功と言える。

三、考證に引用した書物

漢籍は四部叢刊正・續・三編、百衲本二十四史（商務印書館）を中心に叢書集成新編・同續編（新文豐出版公司）を主として用いた。これらの書物はテキストとして信頼して良く、身邊において容易に参照できるからである。

その他、汲古書院の和刻本シリーズ、中華書局の標點本二十四史、『藝文類聚』、『初學記』、『白氏六帖』（新興書局）、『太平御覽』（四部叢刊ただし單行本もある）その他參考にした類書は『淵鑑類函』（新興書局影印殿版）、必要に應じて四庫全書の類書（商務印書館影印文淵閣本）類である。また單行本、古鈔本の影印本を用いた。

引用書はなるべく巻頁等を示し、筆寫の誤りによる混亂を防ぐことにした。

國書は次のような書物を用い、引用方針は漢籍に準じ巻頁等を示した。

○正・續群書類從

○新訂増補國史大系（吉川弘文館）

○新訂増補故實叢書（明治圖書）

○改訂史籍集覽、同續史籍集覽（臨川書店）

○天理圖書館善本叢書（八木書店）

○佐竹昭廣 木下正俊 小島憲之 萬葉集本文篇（塙書店）

○校本萬葉集（岩波書店）

- 河村秀根・益根 小島憲之補注 書紀集解(臨川書店影印本)
- 新編國歌大觀(角川書店)
- 新撰字鏡(臨川書店影印本)
- 和名類聚抄(臨川書店影印本)
- 觀智院本類聚名義抄(風間書房影印本)〔法上231等と略記〕
- 圖書寮本類聚名義抄(勉誠社影印本)
- 色葉字類抄(前田家本・黒川本 勉誠社・風間書房)
- 伊呂波字類抄(風間書房)
- 中田祝夫 根上剛士 運歩色葉集・温古知新書等(中世古辭書四種研究並びに總索引 風間書房)
- 源氏物語大成(中央公論社)
- 尾州家河内本源氏物語(日本古典文學會)
- 日本古典文學大系本源氏物語等注釋本
- 源氏物語古注集成(桜楓社)
- 源氏物語古注釈叢刊(武蔵野書院)

参考文献

- 源氏物語事典（東京堂出版）
- 日本古典文学大辞典（岩波書店）
- 重松信弘 増補新致源氏物語研究史（風間書房）
- 伊井春樹 源氏物語注釋史の研究（桜楓社）

注

- (1) 藤原伊行著、『伊行釋』、『伊行勘』等と略稱される。傳二條爲定筆『源氏釋』（前田尊經閣藏本）が『源氏物語大成』に翻刻されている。書陵部藏桂宮本は明石までの殘缺本。他に書陵部藏卷子本等がある。
- (2) 定家自筆本（二次）・明融本（一次）の他大島本（二次）が『源氏物語大成』に翻刻されている。混成本や増補本も知られている。『新校群書類從』（高野辰之藏本により校合）等に翻刻されている。
- (3) 翻刻されたものとして未刊國文古註釋大系10、龍門文庫善本叢刊卷十（勉誠社）、京都大學國文研究室本（前出）、玉上琢彌編『紫明抄・河海抄』（角川書店）等がある。
- (4) 題簽と奥書に「紫明抄」とあり、『紫明抄』の撰者の素叔の説が多く見られることから『異本紫明抄』と通稱されるが、内題を「光源氏物語抄」とする。『源氏釈』、『奥入』や『紫明抄』の説が見られる。ノートルダム清心女子大學藏本と未刊國文古註釋大系10所收書陵部藏本の二本を傳える。八木意知男『異本紫明抄覺書』（『源氏物語の探究一』、昭49・6風間書房）は異本紫明抄の方が紫明抄に先立つと説く。堤康夫『紫明抄』の方法―『異本紫明抄』から『紫明抄』へ―（『中古文學』、昭62春の中古文學会で発表したものをまとめた）は先の八木論文を文獻資料攝取の方面から發展させたもの。『異本紫明抄』所引の『源氏釋』は前田本系のものという考えを示す。
- (5) 本書の傳本は多いが善本は少い。天理圖書館の影印本とその翻刻をした玉上琢彌『紫明抄・河海抄』（角川書店）があるが、必ずしも原本と翻刻が一致しないところがある。西村富美子は『河海抄』所引書考―桐壺（一）―（『殖生野國文』3号、昭48）、同桐壺（二）（同4号、昭49）『河海抄』論考―著者及び書名について―（同5号、昭50）及

び「河海抄」と「類書」(天理圖書館善本叢書月報67昭60・5)等において出典研究をしている。本稿では一「言及しなかつたが負う所大である。また島崎健一は「河海抄の方法」かしこには」(「國語國文」43卷10号 昭49・10)、「河海抄の異同」(論集「日本文學・日本語」2中古 昭52)、天理圖書館善本叢書の『河海抄』の解題(昭60)において書誌を中心に研究を進めている。特に諸本の網羅的研究がなされているとのこと、研究の成就を切に期待している。玉上琢彌も「河海抄」をめぐる思い出(天理圖書館善本叢書月報66 昭60)を書いている。徳満澄雄「河海抄」の研究(一)―序―(高知女子大學紀要 昭62・11に提出)は先行諸注との比較研究をしている。その意圖するところ「可能な限り、『河海抄』の引用文獻に直接當たり、諸本を校合して、注釋本文を復元しよう」と試みた。なお、注記の意味・意圖・傳流・正謬などについて考察を加えようと思ふ」とある。

(6) 河海抄以後最も詳細な注釋書と言える。中野幸一編 三條西家舊藏國會圖書館藏 寛永二十年 飛鳥井雅章筆本を翻刻した武蔵野書院版(刊行途中)と中田武司編 蜂須賀家舊藏専修大學圖書館藏本を翻刻した桜楓社版がある。

〔紫序〕いまは身いやしくしてふてのはやしをのかり

〔考證〕

○後漢・王充 論衡 卷二十九 對作第八十四（四部叢刊多 黃暉校釋 174頁）

漢家極筆墨之林書論之造漢家尤多

○晉・陸士衡 文賦 卷十七（四部叢刊古臣注文選和 和刻本多 初學記卷三十一（文章五））

游文章之林府嘉麗藻之彬彬 翰曰林府謂多如林木富如府庫也 鬱鬱雲起乎翰林 向曰翰筆也言林者華盛貌

●筆墨之林、文章之林府、翰林はふでのはやしと同義であらう。文筆を事とする世界すなわち今の文壇に近いもの。彬彬は文（裝飾）質（内容）の調和のとれていること。

〔紫序〕心かたくなにしてことのはのそのにうとし

〔考證〕

○梁・劉勰（二に北齊・劉晝） 劉子（新論） 言苑（苑と通用）第五十四（叢書

○梁・蕭統 文選序（四部叢刊多）

〔集成新編（初）頁〕

歷觀文園泛覽辭林 向曰歷觀泛覽言遍涉文章之林園也

○唐・白居易 白氏六帖 第三十六 文辭第三（新興書局版 24頁 宋本影印）

文園辭林

●劉子の言苑は篇名であるが、ことばのそのについて論評した

もの。文選序の文圖は文章の集まには文壇ないしは文學の才をいう。正史である。後漢書、晉書、魏書、北齊書、北史、舊唐書、唐書は文藝傳等には文苑傳がある。この文苑傳ないし文藝傳は儒學傳(學者思想家)に對する文章家の傳である。辭林はことばのはやしすなわちことばの集り、文章の集であらう。
素寂が紫明抄の序を書くに當り、文選序が念頭にあつたことは明白であらう。

(紫序)藝おろそかなれば老嫗のおほゝれたるにもふるきことをにつね

〔考證〕

○宋・彭乘・墨客揮犀 卷之三(叢書集成新編(86)4頁)

「自樂天每作詩令一老嫗解之。問曰解否。嫗曰解則錄之。不解則又復易之。故唐末之詩近於鄙俚也。」

●彭乘(一〇八六年前后在世)には黃庭堅との唱和詩がある。序の内容と必ずしも一致しないが、老嫗に自作の詩を讀解させ、理解すれば記録したという、老嫗能解の故事を素寂は知っていたのではなからうか、その紫明抄を著わす抱負となつていたのでではなからう

か。ただしこの書が當時傳來していなければ論外である。

・墨客揮犀の撰者の彭乗は中國宋の元祐元年（一〇八六）日本の應徳三年（前）に在りて歿せしと云ふ。

〔紫序〕杜預が傳癖につかれしつゝにふてにつけてかきしるす徳あらはれにたり。素寂が源癖をなやむ。

〔考證〕

○蒙求 379 重新點校附音増註蒙求卷之中（應安（三六八—三七五）頃五山版）、附音増廣古註蒙求卷之中（大永五年（一五二五）國會圖書館藏）、徐狀元補註蒙求卷中

（重）元凱傳癖

〔詒林〕

杜預字元凱常云王武子有馬癖和長輿有錢癖

武帝問卿有何癖凱曰臣有左傳癖

（徐）元凱傳癖

〔晉書〕

卷四列傳杜預字元凱既立功之後從容無事乃耽思經籍爲春秋左氏經傳集解又參考衆家譜第謂之釋例又作盟會

圖春秋長歷備成一家之學比老乃成又撰女記讚當時論者謂預文

義質直世人未之重唯秘書監摯虞賞之曰左丘明本爲春秋作傳而

左傳遂自孤行釋例本爲傳設而無所發明何但左傳故亦孤行時王

濟解相爲又甚愛之而和嶠頗聚斂預嘗稱濟有馬癖嶠有財癖武帝

聞之謂曰卿有何癖對曰臣有左傳癖終司隸校尉位特進贈征南大

將軍之謂曰卿有何癖對曰臣有左傳癖終司隸校尉位特進贈征南大

將軍初預好爲後世名常言高岸爲谷深谷爲陵刻石爲碑記其勳績一沉石之下立碑之上曰焉知此後不爲陵谷乎
●傳癖 晉の杜預が左傳を愛好したこと。●語林 晉の裴啓撰、今は散佚し魯迅の古小説鈎沈(頁一九五一年人民文學出版社)等に輯本がある。

〔紫序〕素寂が源癖をなやむあにほたるをあつめてともしひをかいくる擧なからんや

〔考證〕

○蒙求 193・194 國立故宮博物院藏古鈔本(以下故宮本とする)(汲古書院影印)

「孫康賦雪 車胤聚螢 孫氏世錄曰孫康家貧元油常賦雪讀書少清分交遊不雜後至御史大夫也 宋畧車胤字武子河東人好讀書家貧無油聚螢火以絹袋盛之繼日焉後桓温在荊州辟爲從事進爵臨湘侯也」

(釋文)孫氏世錄に曰く孫康家貧にして油無し常に雪に映じ書を読む少くして清介なり交遊雜はらず後に御史大夫に至る。宋畧に曰く車胤字は武子河東の人なり讀書を好んで家貧にして油無し螢火を聚め絹袋を以て之を盛り夜を以て日に繼ぐ後

に桓溫荊州に在り、辟して從事と爲す。爵を臨湘侯に遷る。

●孫氏世錄撰者未詳。孫康車胤ともに晉の人。●少清今少小
一、少年一とする本文あり。文の構成上これの方がよい。清介は
清潔孤高なうま。●宋畧佚書、徐法本は晉書列傳五十三を引く。藝
文類聚五十五螢火に續晉陽秋を引く。尚孫康の傳は藝文類聚二雲、初
學記二雲、宋齊語、太平御覽二雲、宋齊語等に引く。

〔紫序〕た、牛毛のいつほりをなためてよく麟角のまことをなさ
しむるものなり

〔考證〕

○魏・蔣濟 蔣子萬機論（太平御覽四九六 人事部二七 諺下四 四部叢刊）

「學者如牛毛成者如麟角」

○晉・葛洪 抱朴子內篇極言十三（抱朴子內篇校釋中華書局）

「若夫觀財色而心不戰、聞俗言而志不沮者、萬夫之中有一人爲多
矣。故爲者如牛毛、獲者如麟角也。」

○隋・虞世南 北堂書鈔八十三 禮儀部 學校（文海出版社影印本）

成如麟角（注）抱朴子學如牛毛成如麟角。○今案（清）孔廣陶陳本成

如、作成而平津館本抱朴子内十三極言篇學、作爲者成、作獲者餘同。
○宋・王應麟撰・清・翁元圻注 翁注困學紀聞十三攷史(學術名著世界書局)

「學如牛毛、成如麟角」出蔣子萬機論(注見太平御覽四百九十六集證)北史文苑傳序明皇御歷文雅大盛學者如牛毛成者如麟角抱朴子極言篇爲者如牛毛獲者如麟角皆本萬機論○元圻案魏蔣濟傳濟字子通、禁國平所人文帝踐作濟上萬機論帝善之歷官領軍將軍封昌陵亭侯遷太尉唐王榮自名其集曰麟角集亦取蔣子。
●牛毛は極めて多いにたとえ麟角は極めて稀なにとえ。

〔河海抄〕料簡

作物語のならひ大綱は其人のおも影あれとも行跡にききてはあなかりに事ことにかれを模することなし漢朝の書籍春秋史記などいふ實録にも少々の異同ある歟

〔考證〕

○春秋・史記

『春秋』は春秋時代の魯を中心にして史書。『史記』は司馬遷の撰んだ史書。立帝本紀以下漢の武帝代までを記述。周本紀世家列傳の一部にその重複する記事があり、そこに異同があることをいう。以

下の注に諸書を並記されている。源氏物語が作り物語であるので、典故となる史實をそのまま描いたものではないことをいう。たゞ物語と史實を對比して讀む樂しみがあつた。

〔河^み必^ひ料簡

桐壺帝冷泉院を延喜天曆になすらへたてまつりながら或は唐玄宗のふるきためしをひき或は秦始皇のかくれたる例をうつせり

〔考證〕唐玄宗のふるきためし

○五代後晉・劉^{りう}昫^{きょ}舊唐書ハ九玄宗本紀、同辛^{しん}一后妃列傳一玄宗楊貴妃（四部叢刊）

○宋・歐陽修唐書五本紀五玄宗皇帝、同七六列傳一后妃上楊貴妃（四部叢刊）

○唐・陳鴻長恨歌傳白居易長恨歌白氏文集^{ナニ}所收（金澤文庫本 應誠社影印本）

○開元天寶遺事十種（上海古籍出版社一九八五刊）唐・李德裕次柳氏舊聞、唐・鄭處誨明皇雜錄、唐・鄭^{てい}繁開元傳信記、五代・王仁裕開元天寶遺事、唐・吳兢開元昇平源、唐・郭^{かく}湜高力士外傳、唐・陳鴻長恨歌傳、宋・樂

史楊太真外傳、無名氏・李林甫外傳、無名氏・梅妃傳の十種、玄宗楊貴妃の事跡を収める。

○唐・姚汝能 安祿山事迹（上海古籍出版社一九八三年刊）

●長恨歌傳・長恨歌に見えたる玄宗楊貴妃の事跡を中心にする。

○秦始皇のかくれたる例

○史記 六 秦始皇本紀 六（四部叢刊）

○太平御覽 八十六 帝王部 十一 始皇帝（四部叢刊）

〔河二外傳〕料簡

又太上天皇の尊号も漢家には太公の舊跡本朝には草壁皇子等の先蹤を摸する歟

○史記 八 高祖本紀 八（四部叢刊 30）

「六年高祖五日、朝太公如家人父子禮……高祖乃尊太公爲太上

皇（注）祭邑曰不言帝非天子也。○索隱曰按本紀秦始皇追尊莊襄王爲太上皇已有故事矣蓋太上者無上也。皇者德大於帝故尊其父、

號太上皇也。」

●太公——高祖……姓劉氏字季父曰太公母曰劉媪（本紀昌頭之文）。太上天皇——中國では上皇を太上帝または太上皇帝という。太上天

皇は道家の神の名。太上天皇は最も尊い位。天皇は天帝。漢武帝内傳に「吾之五藏眞形文、迺太上天皇所出其文、寶妙而爲天仙之信」(叢新814a)とある。文獻通考^{二五}一帝系考ニ太上天皇太皇太后皇太后參照。

○日本書紀卷二十九 天武天皇(國史大系^五頁書紀集解^六頁(臨川書店影印版))

○書紀集解
生草壁皇子^尊、(注)薨在持統天皇^{六十九}三年四月乙未。○按續紀一名日並知、文武元正^二帝之皇考、天平寶字二年八月追崇尊號曰岡本宮御宇天皇。(天武十年二月二十五日立太子。)

〔桐壺〕

〔紫微光源氏の^左大將の自談には文王の子武王の弟とこそなの
られしが、

〔考證〕

○賢木卷

わが御心地にも、いたうおげしおどりて、文王の子武王のおと
うととうちず^もじ給へる御なのりさへぞげにめでたき。

○史記卷三十三 魯周公世家三(四部叢刊本)

「周公戒伯禽曰、我文王之子、武王之弟、成王之叔父、我於天下亦不

賤矣。然我「沐三批髮」一飯三吐哺起以待士猶恐失天下之賢人。
○蒙求 301 故宮本古注、徐註本引史記

「周公握髮」韓詩外傳周公踐天子之位七年成王封伯禽於魯周公戒之曰無以魯國驕士余以文王之子武帝之弟成王之叔父人也又相天下位亦不輕矣然一沐三握髮一飯三吐哺猶恐失天下之士。

○韓詩外傳卷三(四部叢刊) 叢書集成新編(六四〇)

「周公踐天子之位七年」成王封伯禽於魯周公誡之曰往矣子無以魯國驕士吾文王之子武王之弟成王之叔父也又相天下吾於天下亦不輕矣然一沐三握髮一飯三吐哺猶恐失天下之士。

●故宮本古注蒙求の武帝之弟の帝字五山版附音増廣本(内閣文庫國會圖書館本それぞれ内國と略す)・龜田本・韓本等王とする。

文王を桐壺院(醍醐天皇)・武王を朱雀院・光源氏を周公西宮左大臣(光源高明)にたとえたるものと考えている。

河海抄の料簡に「光源氏を左大臣になぞらへ紫上を式部が身によそへて周公旦自居易のいにしへをかんかへ在綱言管丞相のためしをひきてサきいにしけるなるへし」というのは、まず光源氏になぞらえる人物として右に引いた周公旦西宮の左大臣

源高明や在納言業平管丞相道真であり、白居易のいにしへとけ
長恨歌長恨傳に描かれに玄宗皇帝と楊貴妃のためしである。

〔桐壺〕（紫_{ハシ}河_{カハ}大成_ト）

女御事

（紫）雄略天皇七年求稚媛_{モロハレヒメ}爲女御

・後漢書云以備内職焉后正位宮闈同躰天王八十一女御序于王之燕寢御謂進御於王也此八十一元士周礼曰女御叙於之燕寢以

（河）雄略天皇七年求稚媛_{モロハレヒメ}爲女御是女御始之〔歲時獻功〕

漢朝八十一女御あり周礼後漢書等にいみえたり

周礼曰女御叙於之燕寢以歲時獻功又云王者妃百廿人后一人夫人三人嬪九人世婦廿七人女御八十一人三夫人夫人坐論婦礼鄭玄曰夫人如三台從容論礼九嬪掌教四德九嬪比九卿九嬪掌婦学之法以教九卿也四德謂婦德婦容婦言婦功也廿七世婦主知喪祭賓客婦服之明其能服事於人之比廿七大夫

後漢書曰以備内職焉后正位宮闈同躰天王八十一女御序于王之燕寢御謂進御於王之比八十一元士

皇代記曰桓武天皇女御從三位橘三井子從四位下入鹿女

〔考證〕

○後漢書卷十上 皇后紀第十上 (四部叢刊本 標點本二〇七)

「周禮王者立后、二夫人、九嬪、二十七世婦、八十一女御、以備內職焉。后、正位、宮闈、同體、天王。女御序于王之燕寢。御謂進御于王也。比八十一、十九士。周禮曰：女御統于王之燕寢、以歲時獻功事也。」

○周禮二 冢宰治官之職 內宰 (四部叢刊本 後漢鄭玄注)

「以陰禮教六宮。鄭司農云：陰禮婦人之禮。六宮、後五前一。王之妃百二十人、后一人、夫人三人、嬪九人、世婦二十七人、女御八十一人。玄謂六宮謂后也。婦人稱寢曰宮。宮隱蔽之言。后象王立六宮而居之。亦正殿一、燕寢五、教者不敢斥言之謂之六宮。若冷稱皇后為中宮矣。昏禮母或女曰夙夜毋違宮事。」

○周禮二 冢宰治官之職 女御 (30才亦名九賓注)

「掌御叙于王之燕寢。言掌御叙防上之專嬀者于王之燕寢、則王不就后宮息、以歲時獻功事。」

●禮記二十 昏義第四十四 (四部叢刊本 御覽二四夫人)

「古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之內治、以明章婦順、故天下內和而家理。」

〔桐壺〕(紫_の河_の大成)

〔紫〕更衣事

仁明天皇御宇承和三年正五位上紀朝臣乙魚授從四位下爲更衣

・漢書孝章云更衣者便殿也闌中有。便殿寢者陵上正殿便殿寢側之別殿更衣也。註云時於軒中侍常權主衣裳。

・史記外戚世家云衛皇后字子夫生微矣蓋其家號曰衛氏出平陽侯邑子夫爲平陽主謳者武帝初即位數歲無子平陽主求諸良家子十餘人飾置家武帝祓霸上還因過平陽主見所侍美人上弗說既飲謳者進上望見獨說衛子夫是日武帝起更衣子夫侍尚衣軒中得幸上還坐驪甚賜平陽主金千斤主因奏子夫奉送入宮子夫上幸

〔河〕更衣事

仁明天皇承和三年正五位上紀朝臣乙魚被授從四位下爲更衣

柏原天皇更衣之是更衣初也
漢書孝章曰更衣者便殿之巴園中有寢有便殿寢者陵上正殿便殿者寢側之別殿更衣之注曰時於軒中侍帝權主衣裳

案之更衣便殿之主上御衣之着しかへ給所之故号更衣殿又

寢側の別殿なる故に更衣を御息所とも稱する歟休息の儀之水原抄には更衣のちに御息所とみえたり猶昇進儀歟云々只何も同事之女御御息所と書る古本も在之

史記曰是日武帝起更衣子夫侍尚衣輜中得幸上還坐驪其平陽主金千斤主因奏子夫奉送入宮子夫上車尚主也於主衣車中得幸

漢書注曰時於軒中侍帝權主衣裳

案之車中にして后妃衣を脱て庶女の服を着して幸する故に号更衣歟 本朝更衣は四位相當に

上卿要抄云更衣事尚侍宣下諸司聽着禁色云々

〔考證〕

○後漢書卷三肅宗孝章帝紀第三(四部叢刊本 標點本同)

「孝明皇帝…遂藏主於光烈皇后更衣別室天下聞之莫不悽愴…

臣愚以為更衣在中門之外處所殊別其四時禘祫於光武之堂間祀悉還更衣續漢書曰五年再殷祭三年一禘五年一禘以夏四月

也冬十月五穀成故骨肉合飯食於祖廟謂之殷祭四時正祭外有合月嘗麥三伏正秋嘗棗蠶時十月嘗稻等謂之閒祀即各於更衣之殿

更衣者非正處也園中有寢便殿寢者謂之神祫一玉が祖先の靈を合祭する大祭殿上正殿便殿寢側之別殿即更衣也

○史記 四九 外戚世家十九(四部叢刊本)

「衛皇后字子夫生微矣蓋其家號曰衛氏」

正義曰衛青傳云父鄭

季爲吏給事平陽侯家與侯妾衛媼通生青故冒衛氏出平陽侯邑

徐廣曰平陽侯曹壽尚平陽公主子夫爲平陽主謳者武帝初即位

數歲無子平陽主求諸良家子女十餘人飾置家武帝被注略之霸上

還因過平陽主主見所侍美人上弗說既飲謳者進上望見獨說衛子

夫是日武帝起更衣子夫侍尚衣軒中得幸正義曰尚主也於主衣

車中得幸也上還坐驪甚賜平陽主金千斤主因奏子夫奉送入宮

子夫上車平陽主拊其背曰行矣彊飯勉之即實無相忘

●仁明天皇云々

○續日本後紀五 承和三年八月丁巳(仁明天皇紀 國史大系付)

「正五位上紀朝臣乙魚授從四位下相武柏原天皇女御也」

○伊呂波字類抄カの部 更衣ウラ (風間書房影印本)

「更衣カイ本朝事始云仁明天皇承和二年紀朝臣乙魚授從四位

下柏原天皇之更衣也」

○西宮記卷十四 裏書(增訂故實叢書 卷上)

「清涼記云更衣其員十二人安其員十二人不滿其數以尚侍官下諸司聽著禁色

延喜七年正月九日貞公御記云御息所御薨令良少將奏大殿

同大納言至左兵衛督及氏五位以上十餘人於左近障東庭拜

舞亦參東宮令啓。・貞公御記—貞信公御記抄(大日本古記録)に見える。

●更衣は日本では女御に次ぐ女官をいい、天皇の御寢に侍る。中國では衣を更える意にその部屋。所引の文も中國における更衣。日本の更衣は中國の例からの變形であろう。紫明・河海所引の漢書は後漢書であろう。本文と注が混引されているようである。河海所引の上卿要抄は内閣文庫寄藏の上卿要抄、未見。西宮記所引の清涼記がその原典であろう。(穩子は天曆八年七十歳薨す。慶が正しい)中國の例は源語讀解上として意味はないが、讀者の語源的興味に答えるものとして無意味ではない。

尚漢書注は卷九十七外戚傳「帝起更衣、子夫侍尚衣」の注(西村富美子氏指摘)

〔桐壺〕

〔紫一傳〕立后事 後漢書

・周礼云王者立后

・鄭玄注礼記曰后之言後言在夫之後也

〔考證〕

○周禮レ女御事〔考證〕引周禮、後漢書

○後漢書 卷十上 皇后紀第十上(四部叢刊)
周禮王者立后 鄭玄注禮記曰后之言後言在夫之後也。

〔桐壺〕

〔紫一七八〕

三夫人 夫人坐論婦禮

・鄭玄注周禮云夫人如三公從容論禮

〔考證〕

○後漢書 卷十上 皇后紀第十上(四部叢刊) 標點本 397
「夫人坐論婦禮」鄭玄注周禮云夫人之於后猶三公之於王坐而論婦禮也。

○周禮鄭玄注(御覽卷二四四 皇親部) 夫人

「周禮注曰三夫人之於后猶三公之於王坐而論婦禮無官職者矣」

○周禮卷一天官冢宰一 鄭氏註(四部叢刊)

「九嬪(注)夫人之於后猶三公之於王坐而論婦禮無官職」

九嬪掌教四德(後漢書)

・九嬪比九卿周禮曰九嬪掌婦學之法以教九卿也四德謂婦德婦

容婦功也。

〔考證〕

○後漢書 卷十上 皇后紀第十上（四部叢刊は、標點本二所）

「九嬪掌教四德」

〔注〕九嬪比九卿。周禮曰九嬪掌婦學之法以教九御也。四德謂婦德、婦言、婦容、婦功也。●九嬪一夫人を補佐し天子に仕える女官。

○周禮 卷二 天官冢宰下 九嬪 鄭氏註（四部叢刊、九和）

「掌婦學之法以教九御。婦德、婦言、婦容、婦功各帥其屬而以時御敘于王所。」●御敘一女官が天子の寢所に侍ること。九御は女御をいう。

〔注〕婦德謂貞順。婦言謂辭令。婦容謂婉婉。婦功謂絲枲。自九嬪以下九人而御於王所。九嬪者既習於四事又備於從人之道是以教女御也。教各帥其屬者使亦九九相與從於王所。息之燕寢御猶追也。勸也。追勸王息亦相次敘。●辭令一ことばづかい。●婉婉一温順。

○太平御覽卷一四五 皇親部十一 嬪（一、四部叢刊）

廿七代婦主知喪祭賓客

婦服也明其能服事於人也比廿七大夫周禮代婦掌祭礼賓客喪紀之事祭之日陳女宮之具内着之物掌弔臨卿大夫之喪也。

〔考證〕

○後漢書 卷十上 皇后紀第十上 (四部叢刊₁ 標點本₂ 377)

「二十七世婦……世婦主喪祭賓客」

〔注〕婦服也。明其能服事於人也。比二十七大夫。周禮世婦掌祭祀賓客喪紀之事。祭之日。泣陳女宮之具。凡內羞之物。掌平臨于卿大夫之喪。

●泣陳一事にたすさめりならべら。●内羞一内房の御馳走。

○周禮 卷二 天官冢宰下 世婦 (四部叢刊₃₀ 4)

「掌祭祀賓客喪紀之事。帥女宮而濯。櫛爲盥盛」

〔注〕櫛拭也。爲猶選擇。○櫛古愛反。拭音式。

●盥盛一黍稷稻粱等神に奉る供物。

及祭之日。泣陳女宮之具。凡內羞之物。

〔注〕泣者臨也。内羞謂房中之羞。

○太平御覽 卷一四五 皇親部十一 世婦 3。

〔桐壺〕(河₁ 64₁ 大成₅)

〔河〕いとやんことなききはにはあらぬか

無止事也 又無停事也 花容無止万葉

〔考證〕

○萬葉集 卷十六 3771 有由縁并雜歌 歌序

「昔有老翁号曰竹取翁也……忽值煮羹之九箇女子也……百嬌無儔
花容無止」(類聚古集卷五 三九二の前)の序を附す、花容無止

○同卷五 大伴旅人 遊於松浦河序

「余以暫住松浦之縣逍遙……忽值釣魚女子也 花容無雙 光儀無匹」

●校本萬葉集によると「無止の止は代匠記初稿本止は匹の誤とし、略解は「比」又は「匹」の誤とする。「やんことなし」は無止の訓讀によつて生れたとする見解が河海抄で採られていふとするならば「無止とした本文によつたものであらう。八五三の無雙は無止とは同じ用例である。無雙は「ならびなし」、「無匹」は「たぐひなし」と訓んだらしい。

〔桐壺〕(河_和下 大成)

〔河〕 すくれて時めき給ありけり

絶妙_ス 日本紀 時同 めくはよみつくるてには也 生をもなま

めくとよめり 又人めく春めくなとめいへり

〔考證〕

○日本書記卷十三 允恭天皇七年冬十二月壬戌朔(國史大系₂₂頁)

「皇后不獲已而奏言妾弟名弟姫焉弟姫容姿絶妙無比其艷色徹

衣而冕之是以時人號曰衣通郎姬也。・容姿絶妙(兼若本)

●文選 六臣注 十七 後漢・傅毅 舞賦

「於是鄭女出進二八徐侍姣服極麗姁媮致態貌嫵妙以妖蠱兮紅顏暉其揚華眉連媚以增繞兮目流睇而橫波。・綵紵閑靡機迅體輕容絶倫之妙態懷愜素之繁清。翰曰皆舞者姿兒也。絶倫妙態謂美色也。」

●二八一十六人。・姣服一好服。・姁媮一和き媮む態。・態一質。・嫵妙一好く妙なるま。・妖蠱一淑艷也ウヤビヤかなさま。・連媚一細き兒。・增繞一繞は曲なり眉細くして益々曲るをいう。・流睇一なみだを流す。・橫波一ながしめ。・綵約一美兒。・閑靡一閑緩而柔美也しずかにゆつたりとしてやわらうつこしい。

●世說新語 捷悟十一 學術所收唐鈔本 同宋鈔本(尊經閣本これを底本とす)

「魏武嘗過曹娥碑下楊脩從碑背上見題作黃絹幼婦外孫曄曰以字魏武謂脩曰解不答曰解魏武曰卿未可言待我思之行二十里魏武乃曰吾已得令脩別記所知脩曰黃絹色絲也於字爲絕幼婦少女也於字爲曄外孫女子也於字爲好曄曰受辛也於字爲辭所謂絕妙好辭也魏武亦記之與脩同乃歎曰我才不及卿乃覺三十里注引會稽典錄及異苑今省略之」

●曹娥一孝女、父の屍を求め江に身を投じて死ぬ。●絶一色絲の二字を偏と旁にしてできた字。和訓スグル。●妙一少女の二字を偏と旁にしてできた字。●外孫一他家に嫁した娘の子。●蟹臼一うすで細かくついたなます。これには臼が合う。受辛は辭の通用字蟹をいう。唐鈔本作蟹。

〔桐壺〕河〔みづうり 大成〕

〔河〕めざましきものに 曉取覺乾万葉 奥入水原抄等載之不審 案之此義別事也 詩冷眼と作此心と たとへはすざましくみえたるこそねみたる様なる心なり

〔考證〕

○萬葉集 卷十二 3061 寄物陳思

「あ更之 目不醉草跡とれをだに見つついまして 我を偲はせ」

●目不醉草―目を覺ますための品物(材料)。源語のめざましきものは意外で目が覺めるほどあきれたにの意。萬葉集の用例は河注の不審とするように不適當。

●冷眼

李羣玉 寄短書歌 全唐詩 五六八 佩文韻府 四十五

「骨肉萍蓬各天末 中慶附書九不達 孤臺冷眼無來人 楚水奉天

莽空闊 翔雁橫秋過洞庭 西風落日浪濤聲 二三年音信疑聲外
曲哀歌白髮生

この冷眼の語冷やかに人や物を觀る意。輕蔑した目つきをいう。旁觀者を冷眼人といい冷靜あるいは冷淡な態度で旁觀することを冷眼旁觀という。六朝以前に未だ用例を見出せない。李羣玉(八四七年前后)の前后から使われ始めたものか、ただし俗語としては使われていたものであろう。宋・元代になると戯曲等にしばしば用いられてゐる。源語のめざましきものの意に近い用法といえる。『河海抄』の撰者四辻善成(一三三六—一四〇二)が冷眼という語を何によつて知つたか興味が持たれる。

〔桐壺〕(河みづ大成五)

〔河〕おとしめそねみ給 劣 陥心歟

〔考證〕

○黒川本色葉字類抄中881(風間書房影印本以下同)

「劣刀輟反材トス 勝一優」

○運步色葉集ハ(風間書房影印本以下同)

陥ハ

○觀智院本類聚名義抄(風間書房影印本以下同)

佛上ハ「傍撰會」ソネム(會玉篇人部傍餘は本字) 仕山切 儼然ハ惡罵也

佛中⁸妬^{ニド}丁故反ソネム 物ネタミ^{（會玉篇 女部三十五）}妒丹故切妒争色也妬^{（同上）}
 佛中¹²嫌^{ニド}正嫌或胡兼反ソネム 和^{（音）}ケム^{（會玉篇 嫌 胡謙切 不平於心也）}
 佛中¹³嫉^{ニド}音疾ネタムソネム^{（會玉篇 嫉 慈栗切 妬嫉也）}
 佛下本¹³³猜^{ニド}千才反ソネム 和^{（音）}サイ^{（會玉篇 犬部三十四）}猜千才切疑也恨也懼也

右のほや疏^{（秀上）}域^{（法中77）}嫌^{（法中94）}憎^{（法中101）}嫉^{（法下107）}にソネムの訓を有す。

〔桐壺〕^{（紫^{（万葉）}河^{（万葉）}大成）}

〔紫〕○いとあつしうなりゆき物心ほそけにさとかちなるを
 ・あつしう 厓也 劣也

〔河〕○いとあつしくなりゆき

後漢書曰生男如狼猶恐其^{（子）}厓生女如鼠恐其^{（子）}武

伊勢諸尊神功既畢 靈運^{（万葉）}當邊^{（万葉）}日本紀

又劣 或厓^{（弱胡曰厓 頭和名）} 或曰支離 定家卿說云あやう

き心之云々 日本紀のことくは病などの事之 大都に同心之

〔考證〕

○佛下本¹⁸ 厓^{（鳥黃反）}アツシヨハシ 厓厓厓^{（廣韻下平工）}唐厓厓弱說
 文同上

○僧上吟「劣弱 和(音)シテ」

○後漢書八十四列傳七十四列女傳曹世叔妻傳(四部叢刊9、標點本10/278)

「作女誡上篇有助内訓其辭曰……敬慎第三……故鄙諺有云生男如狼猶恐其狂生女如鼠猶恐其虎」

○日本書紀一神代上國史大系本前24

「是後伊弉諾尊神功既畢靈運當遷」
靈運當遷(天理乾元本87)

●溫故知新書複用門(風間書房影印本)

「靈運當遷」

○和名類聚抄

出所未詳 字義通訓めば胡(三才あこ)弱き(或は弱き胡)を虎と曰ふ順和名となる。和名抄に類似した字を求めると「應」毛詩注云體足曰應 唐韻時種反足病也 辨色立成云於賈阿志此間云古比「この應という病氣ははぎのはれる病氣」

○前田家本色葉字類抄下39 疊字

「支離アツシ」
支離病也

●あつし(篤し)は病弱である意。日本書紀の「あつしる」(靈運)は他に「瀕留雄略紀廿三年八月七日他」(瀕弱)(顯宗紀元年二月)にその訓が見える。「あつし」の原形と考えられる。

●あつしー尾州家河内本あつし。青表紙本あつし。

● 日本書紀私記（云本）神代上（國史大系67頁）
「靈運當遷 加美安加利万志奈年須」

〔桐壺〕（紫乃河一盛大成分）

〔紫〕 かんたちめうへ人なともあいなうめそそけめつ、
無愛也。側目也。長恨哥傳云京師長吏爲之側目

〔河〕 あいなうめそそけめつ、 無愛

吏記曰時人見都側目（都側目）號蒼鷹

莊子注曰桀紂何得守斯位而放其毒使天下側目哉（昧遜）
未容君王得見面已被揚妃遙側目 樂府上陽人

京師長吏爲是側目 長恨哥傳陳鴻

〔考證〕

○ 史記「三酷吏列傳」三 郅都（四部叢刊本）

「列侯宗室見都側目而視號曰蒼鷹」

● 漢書九十四 酷吏傳六十 郅都（四部叢刊本）

〔注〕師古曰言其聲擊之甚」

● 蒙求 故宮本

郅都蒼鷹 史記郅都字巨中河東人每直諫面折大臣於朝時人

見都側目。號曰蒼鷹。遷鴈門。太守威振匈奴。爲木偶人。像都令人
馳射之。莫能中。見譚如此。

(釋文)史記に郢都字巨中。河東の人なり。毎に直諫し、面に大臣を
朝に折く。時の人、都を見て目を側む。號て蒼鷹と曰ふ。鴈門の太守
に遷さす。威振匈奴に振ふ。匈奴木偶人を爲つて、都を像つて人をし
て馳せ射さするに、能く中たること莫し。譚から見ることに此の如
し。

○莊子外篇胠篋第十(四部叢刊四八〇)

「昔者龍逢斬比干、割……(郭注) 向無聖法、則桀紂焉得守斯位而放
其妻、使天下側目哉」

○白氏文集三 上陽白髮人 金澤文庫本 天理永仁元年鈔本

金未容君王得見面、已被楊妃遙側目、

(天未容君王得見面、已被楊妃遙側目、

○白氏文集三 長恨歌傳 金澤文庫本

金京師長吏爲之側目、

●佛上 佛上 側ソハム

●あいなうーあいなくのう音便 尾州家河内本あいなう。古くはあいなしあひなしの二

つの表記があつたという。平安末期ごろから無愛(愛無し)が當てられ始めたという。筋
ちがいでわけもなくの意。

●めをそばめーそばむは視線をそらす意。めをそばむは中國語からの翻譯語で
あろう。

〔桐壺〕(紫)乃河(乃河)大成を

〔紫〕○もろこしにもかゝる事のおこりにこそ世もみたれあし
かりけれとやうくあめわしたにもあちさなう人のもてなや
みくさになりてやうきひのためしもひきいてつへくなりゆく
に

・唐の玄宗皇帝楊玄琰かむすめ楊貴妃をおほしめして世のま
つりことを楊國忠楊貴妃かせうとにまかせてしろしめさす
安祿山といふ人いくさをおこして陳玄礼といふもの楊國忠な
らひに楊貴妃をころしつ此例をいふ歟

〔河〕○もろこしにもかゝることのおこりにこそ

殿の紉ハ姐已を愛し闇の幽王ハ褒姒を寵て天下を乱る唐玄
宗の楊貴妃にいたるまで其例おほし

考證

○唐・陳鴻 長恨歌傳(自氏文集十二 金澤文庫本)

「詔高力士潛搜外宮得弘農楊玄送女于壽邸明年冊為貴妃
宿服用天寶末兄國忠盜丞相位憑弄國柄及安祿山引兵嚮關以
討楊氏為辭國中幸孽繼水死於道周當時敢亦言者請以貴妃
塞天下之怒上知不免而不忍見其死反袂掩面使牽而去蒼黃展轉
竟就絕於尺組之下」

○唐・白居易 長恨歌(自氏文集十二(同右))

「漢皇重色思傾國御宇多年求不得楊家有女初長成養在深閨人
未識姊妹弟兄皆列土可憐光彩生門戶漁陽鞞鼓動地來驚
霓裳羽衣曲六軍不發無奈何宛轉蛾眉馬前死玉容寂寞淚闌
干梨花一枝春帶雨」

○五代後晉・劉昫 舊唐書卷五十一列傳一后妃上 玄宗楊貴妃(四部叢刊)

「玄宗楊貴妃高祖令本金州刺史父玄琰蜀州司戶妃早孤養於叔
父河南府士曹玄璣或奏玄琰女姿色冠代宜蒙召見時妃衣道士
服號曰太真既進見玄宗大悅祿山叛露機數國忠之罪禁軍大
將軍陳玄禮密啓太子誅國忠父子蓋指責妃也力士復奏帝不獲

已與妃詔，遂縊死於佛室。時年三十八。

○宋·宋祁·唐書·卷七十六·列傳一·后妃上·玄宗貴妃楊氏（四部叢刊略之）

○太平御覽卷四一·皇親部七·楊貴妃·引唐書·略之

○宋·樂史·楊太真外傳上·顧氏文房小說·新興書局影印本（頁上）

「楊貴妃小字玉環，弘農華陰人也。後徙居蒲州永樂之獨頭村。高祖令本金州刺史父玄琰蜀州司戶。貴妃生於蜀。妃早孤，養於叔父河南府士曹玄璣家。天寶四載七月，是月於鳳凰園冊太真宮女道士楊氏爲貴妃。后服用。七載加釧，御史大夫權京兆尹賜名國忠。十一載李林甫死，又以國忠爲相。其年（十四載）十一月，祿山反，幽陵以誅國忠爲名，咸言國忠殺國貴妃，三罪。十五載六月，潼關失守，上幸巴蜀，貴妃從至，馬蹏，右龍武將軍陳玄禮懼兵亂，力士遂縊於佛堂前之梨樹下。」

○前漢·劉向·古列女傳卷七·孽孽傳·殷紂妲己（四部叢刊）

「妲己者殷紂之妃也。孽孽于紂，材力過人，手格猛獸，智足以距諫，辨足以飾非，矜人臣以能，高天下以聲，以爲人皆出己之下。好酒淫樂，不離妲己。妲己之所譽，貴之；妲己之所憎，誅之。作新淫之聲，北鄙之舞，靡之樂，收珍物積之于後宮，譏臣群女咸獲所欲，積糟爲丘，流酒爲

池懸肉為林使人裸形相逐其間為長夜之飲姐已好之百姓怨望諸侯有畔者紂乃為炮烙之法鑄銅柱加之炭令有罪者行其上輒墜炭中姐已乃笑此紂諫曰不修先王之典法而用婦言禍至無日紂怒以為妹言姐已曰吾聞聖人之心有七竅于是剖心而觀之囚箕子微子去之武王遂受命興師伐紂戰于牧野紂師倒戈紂乃登康臺衣寶玉衣而自殺于是武王遂致天之罰斬姐已頭懸于小白旗以為亡紂者是女也書曰批難無晨非難之晨惟家之索詩云君子信盜亂是用暴匪其止災維王之叩此之謂也

頌曰

姐已配紂 惑亂是修 紂既無道 又重相謬
指笑炮烙 諫士剄囚 遂敗牧野 反商為周

○古列女傳 同 周幽褒姒(同今)

褒姒者童妾之女周幽王之后也初夏之衰也褒人之神化為二龍飼于王庭而言曰余褒之二君也夏后卜殺之與去莫吉卜請其祭藏之而吉乃如幣焉龍忽不見而藏祭壇中乃置之郊至周莫之敢發也及周厲王末發而觀之祭流于庭不可除也王使婦人裸而譟之化為玄黿入後宮之童妾未幾而遭之既葬而孕當宣王之時產無夫

而乳懼而棄之。先是有童謠曰：『厭狐箕服寔亡。』周國宣王聞之，後有人
夫妻，賣厭狐箕服之器者。王使執而戮之。夫妻夜逃，聞童妾遭棄而夜
號哀而取之，遂寘于廢長而美好。廢人拘有獄，獻之以贖。幽王受而發
之，遂釋廢姁。故號曰：『廢姁。』既生子伯服，幽王乃廢后申侯之女而立廢
姁為后。廢太子宜臼而立伯服為太子。幽王惑于廢姁，出入與之同乘，
不恤國事，驅馳弋獵不時，以適廢姁之意。飲酒沉湎，倡優在前，以夜繼
晝。廢姁不笑，幽王乃欲其笑，萬端故不笑。幽王為棹，越太鼓有寇，至則
舉諸侯悉至而無寇。廢姁乃大笑，幽王欲悅之，數為舉燧火，其後不信
諸侯不至。忠諫者誅唯廢姁言是。從上下相誤，百姓乖離。申侯乃與緡
西夷犬戎共攻幽王。幽王舉烽火燧，徵兵莫至。遂殺幽王于驪山之陰。虜
廢姁，盡取周賂而去。于是諸侯乃即申侯而共立故太子宜臼，是為平
王。自是之後，周與諸侯無異。詩云：『赫赫宗周，褒姒滅之。』此之謂也。

頌曰、

褒神龍變 寔生褒姁 興配幽王 廢后太子
舉烽火致兵 笑冠不至 申侯伐周 果滅其祀

●紫明抄引く陳玄禮は『舊唐書』、『唐書』、『楊太真外傳』には見えろが、「長恨歌」に長恨歌傳には見えない。

・河海抄引くところの祖己、褒姒の故事は『列女傳』による。

〔桐壺〕(河カハ大成大成)

〔河〕 あめのしに

御宇 日本紀 御禹同

宇内同

天下同

御宇 天下同

率土

〔考證〕

○日本書紀 (國史大系本)

仁德即位前紀「於纏向玉城宮御宇天皇之世(三十九)

神代上四神出生 吾欲生御宇之珍子(二)

神代上四神出生 何不生天下之主者(一)

神代上四神出生 不可以若臨宇宙(二)

神武即位前紀 遂得安定區宇(三十九)

神武即位前紀 掩八紘而爲宇不亦可乎(三十九)

成務四年二月朔日 普天率土莫不王臣(七十九 集解七十九注)「毛詩小雅北山

日溥天之下莫非王土率土之濱莫非王臣 傳曰溥大率循濱涯

箋曰言王之上地廣大矣王之臣又衆○「文選難蜀父老書曰詩不云

乎普天之下

良曰普偏也

○又陸士衡詩曰晉奄定率土

向曰率

土天下也

○安閑紀率土之下（大分227頁天理集右本）

○遊仙窟

「遍遊天下」真「遍遊天下」

「十娘天上無雙」真「十娘無雙天上」

「漸覺天邊失月」真「漸覺天邊失月」

○文選後漢班固西都賦

「若遊目於天表似無依而洋洋」

○觀智院本類聚名義抄法下49

「宇宇音羽アメノシタ寓摘（支）」

○前田家本色葉字類抄下26シ天象

「天上アメノウラ 天邊アマ」

○黑川本色葉字類抄下28天象

「天上アメノウラ 天邊アマ」

○萬葉集

・一四 柿本人麻呂

「... 櫻木乃 弥繼嗣尔 天下所知食之乎 餓死...」（西本願寺本）

五⁸⁷⁹ 山上憶良
余呂豆余^ヨ伊麻志^{マシ}多麻比^{タマヒ}提^テ阿米能^{アミノ}志^シ多^タ麻^マ乎^ハ志^シ多^タ麻^マ波^ハ祈^カ
美加度^{ミカド}佐良受^{サラウ}互^{ミタ} (同右)

八⁴²² 大伴家持

須賣呂伎能^{スルキノ}之^シ伎麻須^{キマス}久^ク尔能^ニ安米能^{アミノ}之^シ多^タ四^ヨ方^モ能^ニ美^ミ知^チ尔^ニ波^ハ

八⁴⁰⁸ 大伴家持

多可美^{タカミ}久^ク良^ラ安^ア麻^マ乃^ノ日^ヒ嗣^シ等^ト天^{テン}下^ゲ志^シ良^ラ之^シ賣^ミ師^シ家^ケ類^ル (同右)

二⁴³⁰ 大伴家持

天皇^{テンノウ}乃^ノ等^ト保^ホ伎^キ美^ミ与^ヨ尔^ニ毛^モ於^{ケル}之^シ豆^マ流^ル難^{ナニ}渡^ハ乃^ノ久^ク尔^ニ阿^ア米^ミ能^ノ之^シ

多^タ之^シ良^ラ志^シ賣^ミ之^シ伎^キ等^ト (同右)

●あめのしたし日本書紀に「宇内」に「御宇天下」の例不見。「肩禮」に「寧土」の例不見。あるいは注に引かれてゐるのかもしれない。書紀成務紀参照。「遊仙窟」に「天表」の例不見。「文選」西都賦参照。語義は世の中の意味。

〔桐壺〕(河^カ系^{ケイ}大^{ダイ}成^{セイ}系^{ケイ})

〔河〕○あちきなり

無^④爲^④古^④史^④記^④高^④紀^④自^④氏^④文^④集^④無^⑤道^⑤此^⑤本^⑤紀^⑤無^⑥狀^⑥同^⑥無^⑦事^⑦遊^⑦仙^⑦窟^⑦

何^⑤同^⑥無情同^⑦無端^⑧舍利式

〔考證〕

○史記卷八 高祖本紀八 (四部叢刊 標點本 307)

① 以應諸侯則家室完不然父子俱屠無^②爲也。(爲すすが無い) ⑤

○白氏文集 (四部叢刊 (道園本) 同朋社索引本)

②^a 移家入新宅 (六 17 0381)

「何必若修道此即^③是無^④爲」(人爲を用いない)

②^b 贈草堂宗密上人 (六 47 3075)

「吾師道與佛相應念念無^⑤爲法法能^⑥」(人爲を用いない)

②^c 池上閑吟二首之一 六 47 3113

「幸逢堯舜無^⑦爲且得^⑧作羲皇向^⑨上人」(人爲を用いない)

○老子道德經 養身第二 (四部叢刊 群書治要廿四 老子道經 (金澤文庫本))

③ 是以聖人處無^⑩爲之事^⑪以道^⑫治也^⑬ (人爲を用いない)

○古語拾遺 (岩波文庫 舊板 62 天理嘉祿本 62)

③^a 青山變枯因斯父母二神勅曰汝甚無^⑭道^⑮

③^b 素戔鳴神奉爲日神行甚無^⑯狀^⑰ (53) ①

○日本書紀 國史大系本

⑨神代上四神出生 復使青山變枯故其父母二神勅素戔鳴尊汝甚無道

⑤神代上寶鏡開始「是後素戔鳴尊之爲行也甚無狀」(二/三) ①

○遊仙窟

②無情明月故故臨窓多事春風時時動帳(釀)
無情…多事…(眞)

無情……多事……(陽) (無情—情を解さない。多事—よいけないことをする)

② 無事相逢(醒) 無事相逢(眞) 無事相逢(思いがけず) ③

② 無^ム端^ヘ強^{キヤウ}耐^{タイ}他^タ「醒」
無^ム端^ヘ強^{キヤウ}耐^{タイ}他^タ「眞」
無^ム端^ヘ強^{キヤウ}耐^{タイ}他^タ「陽」
(どうにもならず) ③

d. ササユル^イ
蕪莫造清神(眞)
「ササユル」オム
蕪莫造清神(眞)
「ササユル」オム
蕪莫造清神(場) (千本意にがとうと)

○萬葉集

①_a
士
2582
正述心緒

小豆あずき奈な九く 何なん狂きやう言ご 今いま更また 小童わらわ言ご為なる流りゆう 老おきな人ひと二に四し手て ② 癩癧癩癧五五身身工工十二十二 あちきなく

①十二^二899 正述心緒

中なか二に 默もく然ぜん毛も有あ申ま尾え 小豆あずき無な 相見あひみ始は而て毛も 吾われ者は戀こひ香か ② 之こ層へ積つ本もと ② 之こ層へ積つ本もと

①十一 2590
正迹心緒

「面形」之「忘」左在者、小豆噉、男士物屋、戀下將居」②「元曆校本」

○觀智院本類聚名義抄

④「佛上縁」渡莫 アナキナシ

④「佛上縁」無事 アナキナシ

④「法中」心精 ス、ロ
アナキナシ

○前田家本色禁字類抄

④「下38」心精 アナキナシ 無査己上

④「下40」無爲 アナキナシ 无事同 無端同 不用同

○大般若經字抄 藤原公任(中田祝夫・築島裕共編)の時代別國語大辭典「下代所引」

④「无端」アチナシ 第三卷 (舍利式は解脫上人貧慶の舍利講式であるという(角川版・河海

ものの道理をわきまえない。ものが正常でなく、みだれている。万葉には、すべてア

ツキナシとある。「无端」は端緒のない、理由のない意で、六朝以来の俗語(時代別國語

大辭典「下代編」) 岩波古語辭典の「あぢきなし」の項には語義を次のように六分類してい

る。①人の行為が倫理を逸脱して、どうにもならないほどひどい。無礼である。②愚かしく

ひどい、しかしどうにもならない。③間投詞的に、何をおっしゃる。いけません。とんでもな

い。④自分あるいは相手の行為が常識にはずれているので、にがにがしい、なさない。

⑤(運命的なものとして)苦しいがどうにもできない。仕方がない。⑥漢文訓読の用法から

副詞的に「思いがけず」の如く。わけもなく。とする。

桐壺における當該用法は④に當る。河海抄の注では⑤の日本書紀の無道⑥がその解として正しいと考えている(此心歟)が、これは正しくない。

・合利講式について(西村富美子氏が引用している)。「流轉三界中、恩愛不能脱

棄思入無爲」

〔桐壺〕(河一⁹⁸、191⁹大成50)

〔河〕いとはしになきこと 無半事 伊勢物語 眞名本 同物語注云はした

なしとけ 不足たぬ事もなき物 物の不足にたらぬをはしたなると云々

〔考證〕

○眞名本伊勢物語第一段 (伊勢物語に就ての研究5)

「ふるさとにいとはしになくてありければ」

古郷爾最強而有希禮波」

○書度部本和歌知顯集一(片桐洋一伊勢物語の研究 資料篇(以下同)129¹³⁰)

「はしたなしとはいかなるを申ぞ。はしたなしとは、たらぬ事もなくよき事也。なにも物のふそくにたらぬをば、はしたあると申。紙なども一帖にもたらぬをば、はしたがみと(いふ)。……」

○官内廳書陵部所藏伊勢物語抄 294上12

冷泉家

「はしたなし」といふに二義有。家隆には無半と書てはしたなしとよむ。さればよのつねの中間、成ものをはした物といふがごとし。ゆへにはしたなしとは中間にかけたる也。當家には無簾と書てはしたなしとよむ也。是はわろからぬ義なり。玉陽王妃、十六歳初奉内入三^延人のすへに路帝雲質容^{シツクモ}無簾心^{ココロ}花開^{ハナカキ}う々。されば無簾と書てはしたなしとよむ也。是はみぬかたちよしといふ義也。世に人をはしたなるといふは惡也。はしたなしと云は、よきなり。」

●無簾をはしたなしと訓む根據未詳。玉陽王妃は舊、新唐書に見える睿宋の女で

玉陽に居したという玉眞公まが引用の證文未詳。

○伊勢物語憑見抄一一條兼良同^{マシ}

「はしたなくては半の字をはしたとよむ。はしたなしとは、はしたなる事なき也。又強の字をもはしたなしとよむ。これは事の不足もなき事をはしたなしといへり。こゝにては、業平中將の身の事をいへり。たとへば人をはしたなくぬづらはされて、心くるしき事のありけるにや。かゝりければおぼえずこの女をみてなぐさめがてら心をまどはしたるべし。」

○伊勢物語宗長聞書一同條下

「いとほしたなくて、古註には無半とがきてはしたなきといへり。當流にはたゞ古野なるにうつくしき女のあるを見てかくいへり。たとへばよはき物につよくあたるやうの心なるべし。いたはりなる義なり。」

○伊勢物語闕疑抄一細川幽齋 同 733上

「いとほしたなくてよはき物につよくあたるやうの心を云。只此古郷の荒たる所に、かゝるきやしや風流なる女のあるは不似合様にいふ也。女をいたはりいふ義なるべし。」

●この勢語の用例は「中途半端な(優雅な女と荒れた里との不調和を言う)様子でいたので」(岩波古典文学大系注)と解されている。源語の例ではみつともない、きまりが惡い間が惡い意。兩者意味が合わない。

伊勢物語真名本と河海の言う真名本は現行の真名本を見る限り一致しない。古注の「無半」という説明から真名本と誤ったか。尚、河海の見は注未詳。

〔桐壺〕河海 大成

〔河〕○○ 御心はへのたくひなきをたのみにてましらひ給

無比

又無景同

無類

交

參同 日本紀

〔考證〕

- 佛下本 34. 「類カ遂反トモカラタクヒ」 同 179. 「類音炭タクヒ」
- 法上 98. 「比ナラフタクラフタクヒトモカラ」
- 僧下 73. 「彙タクヒトモカラ」
- 底本の景角川版のように「彙」に改めるべきか。無比、無景（彙）、無類の例日本書紀には用いられていない。
- 僧中 53. 「交マシハル和ケウ」
- 僧下 102. 「忝他念反カタシケナク」
- 僧下 100. 「忝（參）食含反マシハル」 神代紀上「乾坤之道相參而化」（國史大系 4 頁）
- 參字角川版「忝」とするが河海底本「忝」とするので參字であろう。
- 後漢書卷三十四列傳十四馬援（四部叢刊 47 和刻本 47 卷）
- 經學博覽政事文辯前世無比
- 韓詩外傳卷五（四部叢刊 13 卷叢書集成新編 08 頁上）
- 「孔子曰夫談說之術齊莊以立之……若夫無比之說不形之行不贊之辭君子慎之」

〔桐壺〕（河 98 177 大成 56）

〔河〕〇ち、の大納言

天武天皇元年改御史大夫蘇我果安臣臣勢比登臣紀大夫臣以上
三人始任大納言

天長五年三月八日夏野始任權大納言

異朝上古少師少傅少保是云三孤又云三少三公之貳也助也

故云臣相漢以來為御史大夫者時轉丞相依之有丞相之号而御史之

職相當今之彈正其義參差綴稱德天皇御宇暫雖大納言為御史

大夫是故大納言唐名称御史大夫不叶旧式者也令曰正員四人相

當從三位寬平為正二人權一人其後權官加增順德高倉院御宇初為

十人

〔考證〕

○日本書紀卷廿七天智天皇十年正月己亥朔癸卯五日（國史大系本破）

以蘇我果安臣臣巨勢人臣紀大人臣為御史大夫（御史蓋今大納言）

○公卿補任 天武天皇御世 治十五年元年壬申（國史大系本一）大納言大納言

大納言 蘇我果安臣 元年八月改伏謀御史大夫官號為大納言

巨勢比登臣 元年八月改伏謀御史大夫官號為大納言

紀大夫臣 元年改為大納言大納言元年未詳或十一年六

○公卿補任 淳和天皇 天長五年（國史大系一）後引伊呂波字類抄

「權大納言從三位清夏野」三月十九日乙亥任。左大將民部卿如元。

○北畠親房 職原抄上（群書類從卷七一官職部 第五輯 607頁）

「大納言」唐名臣相 正從三位

其職掌與右大臣以上參議天下事云々。然者大臣不候之間奉行與大臣同。故云「丞相之官也」。異朝上古少師少傅少保是曰「三孤」。又「三孤」之貳也。故云「丞相」。漢以來爲御史大夫者必轉丞相。依之有「丞相之號」。然而御史職當今彈正其義不叶。爰稱德御世暫改大納言號爲御史大夫。是故大納言唐名爲御史大夫。不叶舊式者也。令正員四人也。寬平御宇爲正二人權一人。其後權官加增。高倉御宇初爲十人。先朝御時被定六人。凡當官人臣之重職也。可昇大臣之人任之。而光賴卿以來爲諸大夫輩又任之。而至今爲重寄。

●三孤尚書法疏六國官三少師少傅少保曰「三孤」。傳此三官名曰「三孤」。孤特也。言彰於公尊於卿。特置此三者。貳公弘化。寅亮天地。卿予一人。傳副貳三孤弘大道化。敬信天地之教。以輔我一人之治。三孤を副け天子を輔佐しに三つの官をいう。●彈正一
大寶令における警衛寮の制。内外の違非風俗を正すのを職務とする。彈正臺の役人。●令
一令集解二職員令大納言（法略之）四人。●御史大夫一大唐六典十三御史臺御史大夫
一人從三品。（注）漢書云御史大夫奉官位上卿銀印青綬掌副丞相（以下その沿革を

述べる路之) 中丞二人、正五位(注略之) 御史大夫之職掌邦國刑憲典章之政令、以肅正朝
列、中丞爲之貳、(注略之) 凡天下之人有稱冤而無告者、與三司詰之、(注略之) 凡中外百僚
之事應彈劾者、御史言於大夫、太事則方幅奏彈、小事則署名而已、(注略之) 若有制
使覆囚徒、則刑部尚書參擇之、凡國有大禮、則乘輅車、以爲之導、(注略之) 續日本
紀、仁淳仁天皇天平寶字二年八月甲子、奉勅改易官號、太政大臣曰太師、左大臣曰太傅、
右大臣曰太保、太納言曰御史大夫、

○倭名類聚鈔五職名五十一(一)

「大納言 職員令云大納言於保伊萬宇智岐美」

○伊呂波字類抄四に官職(47*)

「大納言 閑下侍中 中書令」

淨御原天皇元一改御史大夫果安等於始爲大納言、
天長五―三月以夏野始任權大納言(以下略之)

●大納言の由來を日本と中國に求めたものである。職原抄は他でも用いているが、重
要な資料であつたらしい。公卿補任は明治元年までの公卿の職員録であるが、
十世紀中頃成立の公卿傳を代々書き繼がれたものであるので、當該資料は河海
の注に利用された可能性がある。

〔桐壺〕（河）⁹²² 大成5、

〔河〕○は、きたのかたなんいにしへ人のよしあるにて

後漢書云陽以博旋為德陰不專為德 男ハ南女ハ北向ニ住ヘ
き謂之陰陽につかさとの故歟仍貴賤共ニ妻室を北方と号する
后妃を椒房と号するも北向に住給故ニ云々

〔考證〕

○後漢書卷十下 順烈梁皇后（西都叢刊5、標點本439、）

「常持被引御從容辭於帝曰夫陽以博施為德陰以不專為義（後漢書）則百福之所由興也願陛下思雲雨之均澤識貫魚之次序使小妾得免罪謗之累」（注略之）

○藝文類聚十五 后妃「應劭漢官儀曰皇后稱椒房取其實蔓延盈升以椒塗室取其溫煖除惡氣也猶天子朱泥殿上曰丹墀（漢官儀）（清の孫星衍の輯本あり）

○後漢書卷四十一 列傳三十一 第五倫（西都叢刊8、標點本1400）

「代見虎賁中郎將竇憲椒房之親（廷后妃以椒塗壁取其繁衍多子）故曰椒房 典司禁兵出入省闕」（初學記卷五 皇后椒房引班固西都賦參照）

●皇后の御殿にけその壁に山椒を塗り込め暖氣を取り込み惡氣を取り除いた。また山椒は實を多く結ぶことより子孫多からんことを祝している。皇后そのものもいう。椒房

に北向に住む意なし。

● いにしへ人―尾州家河内本に同じ。青表紙本は「いにしへの人」とする。

〔相發〕(河一₈₆ 191_{7,9} 大成₅)

〔河〕○○○世のおほえはなやかなる 聲華 白氏文集

〔考證〕

○ 白氏文集 那波本(四部叢刊)

○ 晏生閑吟(卷十五₂₃ 888 朗詠集₇₂₃ 老人)

「昔爲京洛聲華客、今作江湖老倒翁。」

○ 墨流本和漢朗詠集₇₂₃ (三玄社影印本)

「昔爲京洛聲華客、今作江湖潦倒翁。」(晏生閑吟 白)

○ 餘思未盡、加爲六韻、重寄微之(卷五₂₃ 2319 白氏文集 四部叢刊)

「海內聲華併在身、漢中文字絕無倫。」

○ 夢得前所酬篇有錄盡美少年之句。因思北往事、兼欲令懷重以長句答之(卷六十八₃₄₈ 同右)

「聲華寵命人皆得、若箇如君歷七朝。」

○ 僧云「聲華」ハナヤカナリ」

● はなやか―勢いが盛んなやいよ。

桐壺（河カハ 大成大成）

〔河〕○○○ なをより 所なく 據ヨリ 又無類

〔考證〕

○ 傳下本タ 據レ 音 踞ヨル ヨリトコロ ○ 傳下本タ 類レ 俗類字タム

法タ 上タ 憑タ タム ヨリトコロ

法中タ 憑タ 自陵反ヨリ ヨトコロ

○ 日本書紀一 神代上（寶鏡開始）タ

「汝所行甚無類」 （天理乾元本タ）

○ 書紀集解（タ）

「無類（注） 史記高祖本紀曰高祖爲太王皇壽曰始大人常以臣無

類（注） 晉灼曰許慎曰類利也無利入家也或曰江湖之間謂小兒多詐

狡猾爲無類」

● なをより所なく—尾州家河内本「なほより」ところなく

より所—によるところ。よるべ。

〔桐壺〕（河カハ 大成大成）

〔河〕○○○ たまのおのこみこ 毛詩曰生芻一束其人如玉 又曰

有女如玉

德如玉箋曰德如玉者取其堅而潔白也

河陽花

作縣宿浦玉爲人李太白

玉人といふ褒美の詞也

日本紀云豐玉姬

あかたまのひかりはありと人はいへと君かよそひしたふと

くありけり

あか玉とは子へ子を玉にたとへたる也 日本紀云豐玉姬や

のみこきらきらしき事を聞てあはれとて又かへりて養はんと思へともよからしとおほして玉依姫をやりて養せ給時に豐玉

姫のみかと玉依姫によせてよみ給へる哥也

〔考證〕

○毛詩卷十一 祈父 白駒 (四部叢刊本)

生駒 丁束其人如玉 箋云此戒之也。女行所含主人之鑑雅薄要

就賢人其德如玉然

○毛詩卷一 召南 江有汜

有女如玉 (注) 德如玉也 箋云如玉者取其堅而潔白

○分類補註 李太白詩卷十 (四部叢刊本) 李太白全集 (中華書局) 十

贈崔秋浦三首之三

「河陽花作縣秋浦玉爲人地逐名賢好風隨憲化春」(全集注)△白
 帖▽潘岳爲河陽令種桃李花人號曰河陽一縣花。庾信△春賦▽
 河陽一縣併是花。△晉書▽裴楷風神高邁容儀俊爽博涉羣書持
 精義理時人謂之玉人。(初學記十九美丈夫參照)

○附音增廣古註蒙求上

「玉戒簡要」裴楷清通(內閣文庫本)

晉王戎字濬沖琅邪書人裴楷字叔則補注(徐注本)「楷風神高邁容
 儀俊爽博涉羣書持精義理時謂之玉人又稱見楷如近玉山照映人
 也」楷口駭反

○書紀集解卷三(分)國史大系本日本書紀卷之天理乾元本二四頁)

「是後曹玉姬聞其兒端正則生子形容端正才德必過人矣」
 心甚憐重欲復歸養於義不可故遣女弟玉依姬以來養者也于時曹
 玉姬令寄玉依姬命原作而奉報歌曰阿軒娜磨迦釋曰阿軒明比詞
 利播阿利登阿利有也○多輔如句阿利計利多輔如句貴凡此贈答二
 首號曰舉歌(注略之)

●おのこみこー河内本青表紙本ともにをのこみこ。

〔桐壺〕(河一〇^八 192^六 大成^六)

〔河〕〇〇めつらがなるちこの御顔かほ具かたちなり

老子德經曰法物滋彰盜賊多有注曰法好珍好之物滋生彰着
梅豆還日本紀 又珍愛 珍奇珍奇遊仙窟 非常

神功皇后三韓をたいらけ給へんとせし時に松浦河にて御裳
をけつりて釣針をおろして魚をつらせ給に鮎釣にサ、水うけ
るを御覽してめつらと被仰けるよりはまら。詞に松浦とは梅豆還を
あやまれりめつらの川と哥にもよめり

長今ハナコト東南水扶紀抄 或云イハレ驚新漢語抄

めつらしき人をみんとやさかもせぬ我したひものとけわた
らむ

伊勢物語云此御かとはいかばかりちよくおはしまして 貞像真名

本
〔考證〕

○老子道德經 淳風五十七(四部叢刊下¹⁰³)

「法物滋彰盜賊多有」法物、好物也。珍好之物、滋生彰着。則

○羣書治要卷三四老子(金澤文庫本 汲古書院影印本 五三¹¹⁴)

「法物滋彰盜賊多有」法好也。珍好之物、滋生彰着。則農

○日本書紀卷九神功皇后(攝政前紀)(國史大系第 天理學石本 33)

「夏四月壬寅朔甲辰北到大前國松浦縣而進食於玉嶋里小河之側於是皇后分鉤爲鉤取粒爲餌抽取裳襟爲縵登河中石上而投鉤祈之曰朕西欲求財國若有成事者河魚飲鉤因以舉竿乃獲細鱗魚時皇后曰希見物也希見此云梅豆蓮志故時人号其處曰梅豆羅國今譯松浦訛焉是以其國女人每當四月上旬以鉤投河中捕魚於今不絕」(原文の旁訓を適宜右旁に附す) 萬葉集卷九三遊於松浦河序

○書紀集解卷九注(4)

○希見物也(注) 史記天官書曰常星變希見而三光之占亟用日月暈適雲風」

○萬葉集(五八五)娘等更報歌「松浦川釣魚娘子等歌曰波流佐禮婆和伎霸能依乃能加波度爾波所由故佐奈斯留吉美麻知我乎爾」

○遊仙窟

○「玉饌珍奇」非常厚重 (真)玉饌珍奇 非常厚重 (陽)玉饌珍奇 非常厚重

○「(麗)斜眉盜盼異種」 (真)斜眉盜盼異種 (陽)斜眉盜盼異種

○醜 險峻 非常 (眞 險峻 非常) (陽 險峻 非常)

○法中¹⁰²「非^常メツラシハナハタシ」(圖書寮本「非^常」メツラシ遊(仙宮屈))

法中¹⁰²「環 音 鎖 メツラシ メツラカナリ ウルハシ」

僧中¹⁰⁴ 驚 斷 イヤメツラ

○扶桑略記卷五 天武九年十一月(國史大系⁶⁵)

歷于万劫長冷東南水面觀實相之月(頭校異今、歷作命今從抄本)
抄本に書陵部藏新井白石舊藏本がある。

○前田家本色葉字類抄上疊字¹⁴³

「長今イヤメツラナリ」

○古今和歌集卷十四戀歌四¹⁰⁰題しらずよみ人しらず

「めづらしき人を見むとやさかもせぬわがしたひものつけわたるらむ」

○伊勢物語六十五段(伊勢物語に就きての研究 校本編¹⁰⁷)

「このみかとはかほがたちよくおはしましてほとけの御名を

御心にいれて……」

○眞名伊勢物語(同右¹⁰⁶續羣書類從十八輯上¹²⁵)

「此帝者御貌好御坐而佛之御名乎御心爾入而」

●御かほかになりー尾州家河内本おほむかほかたち、青表紙本御かたち、めづらかり見にこともなく心を奪われること。

●圖書陵本類聚名義抄（160頁勉誠社影印本）

「珍珍」メツラカナリ切

○崔鼎奉^シ章^シ嗣^シ立^シ山^シ莊^シ應^シ制^シ詩（佩文韻府卷十一上）真・新・全唐詩全函67頁治字本）

「竹逕桃源村出塵松軒茅棟別驚新」

「萬首唐人絶句七十一」

○漢語抄 用例未詳。

〔桐壺〕（紫一巻^ハ河内^ハ成^ハ）

〔紫〕○○○一のみくは右大臣の女御の御はらにてよせをもくう

にかひなきまうけの君とよいもてかしつき、こゆ

・よせ縁也

〔河〕○○○右大臣の女御によせをもく 寄重 縁日本紀

懿德天皇二年三月申食國改大夫出雲色命爲大臣是^{旧事本}大臣始^紀

崇神天皇廿三年秋八月丙申朔丁巳大臣大新河命即改大臣号

曰大連^同

景行天皇御宇初以武内宿祢爲棟梁臣

成務天皇三年正月癸酉朔己卯孝元天皇後武緒心命子以武內宿禰改立大臣
仲哀朝又以大伴武持号大連相並知政事

皇極天皇四年己巳始置左右大臣止大連

孝德天皇大化元年六月以阿陪倉橋丸為左大臣以蘇我山田石
川磨為右大臣以大織冠中臣鎌子連為內大臣大政大臣左右大臣
謂之三公異朝三公皆則闕官也為師傅保職棟梁于諸官塩梅于帝
道者也師以道而教謂之師傅以義而記謂之保秦漢以來有相國左右丞
相之号已知庶政異于古之三公也三台者象天之三台星也三槐者
周世外朝植三槐三公班列其下槐者懷也懷遠人之義也我朝天孫
天降給時天兒屋根命中臣氏祖天太玉命齊部氏祖奉天照太神勅為左右之
扶翼如今左右相繼神武天皇東征之後天下一統二神孫天種命天
富命又為左右上古無大臣号喚執政人稱食國政申大夫

〔考證〕

○先代舊事本紀卷七懿德天皇二年三月(國史大系本9%)天理善本叢書本1%)

「申」食國政大夫出雲色命為大臣也。

○同卷七聖仁天皇廿三年秋八月丙申朔己亥(天系本10%)天理善本叢書本1%)

「大新河命為大臣」同月丙申朔丁巳大臣大新河命賜物部連公

姓即改大臣號大連。

○北畠親房職原鈔上（羣書類從五輯64）

「太政大臣一人唐名大保右丞相正從一位。師範一人儀刑四海（以下略之）

左大臣一人唐名大正從二位。左丞相唐名大正從二位。官中事。一向左大臣統領之。

故云一上。（以下略之）

右大臣一人唐名大保右丞相。已上謂之三公。

異朝三公者皆則闕之官也。為師傅保職棟梁于諸官。鹽梅于帝道。

者也。是故三公無所職。置六卿令掌天下政。秦漢以來有相國左右

丞相之名也。已知庶政異古三公也。三公者象天之三台星也。三槐者

周世外朝植三槐三公班列其下槐者懷也懷遠人之義也。我朝天

孫天降給時天兒屋根命津速產靈神孫天太玉命高皇產靈神子奉

天照太神執為左右之扶翼中臣氏祖如今世左右相齊部氏祖。神武東征之後天下

一統二神之孫天種子命天富命又為左右。又上古無大臣號。喚執

政之人稱食園政申大夫。

第十二代景行御世初以武內宿禰為棟梁臣。

成務御宇初號大臣。

伊奈朝又以大伴武持號大連大臣大連相並知政事爾來代々有

大臣大連之位。

皇極天皇四年^{己巳}始置左右大臣止大連。

孝德御宇以中臣鎌子連始為內臣。(即位前紀 日本書紀廿五卷)

天智朝舉為內大臣賜藤原朝臣姓。此時其位在左右大臣上。其後

此官久絕。至光仁御宇藤原良繼魚名等任之。初次左右大臣下凡內

大臣者令外之官也。又有大政大臣之時任。內大臣頗似無其謂。又大

政大臣者天智朝初置之。皇子大友任之。

天武朝皇子高市又任之。

孝謙天皇改云大師藤原惠美押勝任之。又改云太政大臣道鏡法

師任之。後代皆云太政大臣也。多是贈官也。

文德御世藤原良房任之。忠仁公爾來連綿任之。

○初學記卷十一職官部上大師太師太保

敘事 漢官儀云太師太傅太保皆古官也。殷太甲時伊尹為太保。

紂時胥餘為太師武王克殷作周官立太師太傅太保為三公。應劭云

子所師法也。太傅謂傅相天子於德義太保謂保安天子於德義。書說

以司馬司徒司空為三公。周以司馬司徒司空司空憲家宰宗伯為六卿。

遂以師傅書云維茲三公論道經邦是也。太師在太傅上太保次太傅

無官屬與王同職無不總統。禮記云三公無官言有其人然後充之。

無其人則闕。周武王時齊太公爲大師成王秦漢之際並無其官至高
 后唯置太傅太傅王陵爲漢末以大司馬大司徒大司空爲三公立師傅保
 之官位在三公上崇號爲上公平帝時以孔光爲太傅遷太東漢已後
 皆以太尉司徒司空爲三公太尉爲太保馬援不兩置歷代師傅保常
 曰上公後魏尊師傅保爲三師五代史百官志云北齊因後魏亦曰
 三師後周依周禮又以師傅保爲三公隋初又爲三師煬帝廢之自漢
 魏已來皆開府置寮屬至隋省寮屬

● 三公の沿革については日本に於ては日本書紀以下六國史先代舊事本紀及び善成の
 用いたと思える職原抄によつて知ることが出来る。善成はおそらく職原抄を土臺に他の
 史書類を加味したと考えられる。

中國の沿革については正史漢官儀通典類によつて知ることが出来る。また藝文類
 聚初學記太平御覽等がむしろ正史類以上に参考にされた可能性がある。各時代の
 沿革を通史的に見るには通典類及びそれを類聚集成した尤通分類總纂卷五十一職官
 類三宰輔三公が便利である。

紫式部が源語を創作するにどれほどこれらの書が必要であつたかは何とも言えぬが三史
 や類書の白氏六部以前のもものに参照ないしは知識として持つていたかも知れない。

● 河海の源語の本文諸本と一致せず。一部省略したものであらう。

●日本書紀の縁の例未詳。

〔桐壺〕河一ハカヲハカ 大成66

〔河〕○○○まうけのみ 儲君 儲皇

〔考證〕

○書紀集解卷十二履中天皇（天理兼有本66）國史大系日本書紀抄（天理兼有本66）儲君ヒナノミコ

「二年春正月丙午朔己酉立瑞齒別皇子爲儲君（後漢書鄭衆傳曰太子儲君無外交）」
義（後漢書卷三十六列傳下四部叢刊8標點本124）

○日本書紀卷十三允恭天皇廿四年夏六月（344）
太子是爲儲君（ヒナノミコト爲太子也）

○謝瞻張子房詩（六臣注文選和刻本卷三173）

「爵（建）建蕭宰（定都）護儲皇（注）善曰：疏廣曰太子國儲副君也。」

○自氏文集卷十五渭村退居寄禮部崔侍郎翰林錢舍人詩（百韻804）道園本四部叢刊
「分（及）庭皆命婦對院（院）即儲皇（貴主）冠浮動親王（樂）開（狀）」

○黑川本色葉字類抄（上卷）

「儲君（中王部）
路（非）部（ミ）」

● まうけのきみは皇太子をいう。儲君、儲皇のほか儲貳ともいう。藝文類聚卷十六には儲官部、初學記卷十にも同部を設ける。

〔桐壺〕（河ハナノ下 大成69）

〔河〕○○○わりなくまとはさせ給あまうけ

無別 日本紀 無破 纏

〔考證〕

○ 書紀集解 卷七 景行天皇四十年秋七月（多 國史大系本日本書紀237 天理集本本1736）

「父子無別」史記商君傳曰秦戎翟之（區別しない）

○ 日本書紀一神代上（彌珠盟約）（國史大系本25）

「纏其鬢髮及腕」（天理元本238 纏）

○ 法中記「纏 音塵マツル 和意田 纏正 纏或 纏」

○ 黒川本色葉字類抄中237

「纏直連及 纏マツル」 統統統統絡繹縁

○ 契沖源註拾遺ニ桐壺「無破は 菅家萬葉にあり」（全集九238頁）
（京都大學藏 新撰萬葉集下戀歌 23番参照）

● わりなしは道理にあわぬ、筋道が立たぬ意。むやみに。書紀の例は適合しない。

まとはすはまわりつかせる意。まといまづはそれぞれ母音交替形。

● まとはさせ一尾州家河内本まとはさせ。青表紙本まとはさせ

〔桐壺〕（紫ハナノ下 河ハナノ下 大成69）

〔紫〕○○○なり侍もゆへある事のおしく にはまつまうのほらせ給

・まうのほろ昇進也 参昇也 万葉集 参進 日本紀 馳上同

〔可〕○○○まつまうのほらせ給 参進 日本紀 或馳上同 又参上同

啓同 疎同 万長哥 参昇八十氏人乃手向須登忍坂余弊奉石上乙丸卿作哥

〔考證〕

○日本書紀卷廿三舒明即位前紀(國史大系本174 集解44 天理兼右本43)

「天皇命以喚之則参進向于閤門」

・同 (174 集解44 天理兼右本43)

吾聞天皇臥病而馳上之侍于門下

・同 卷廿 持統天皇四年秋七月丙子朔壬午(406 集解174)

「於家内著朝服而参上未開門以前」(天理兼右本174 参上)

・同 卷七 景行天皇十二年九月甲子朔戊辰(202 集解74 天理兼右本63)

参向而啓之曰

・同 卷十二 履中即位前紀(246 集解64)

「夜半疎於石上而復命」(天理兼右本54 疎)

○萬葉集卷六 石上乙麻呂卿配土左國之時歌三首之三

〔桐壺〕(紫一₈₄ 河一₁₁₃ 天成一₇)

〔紫〕○○○の御方の御いさめをのみそ

・諫いさめことこ

〔河〕○○○○の御サレの御いさめ 諫

〔考證〕

○日本書紀 卷六 聖仁天皇四年秋九月丙戌朔戊申(國史大系本₁₇₉ 集解₈₇)

使不可得諫_{イサメヲ} (天理兼右本₅₅ 不可得_{イサメ} 諫_{イサメ})

○法上₆₆ 諫音澗イサムイサメー 諫正_レ

●いさめーとどめ言うこと。

〔桐壺〕(河一₁₁₃ 天成一₇)

〔河〕○○○かしこき御かけをは 恐おそる、心こ

恐惶_同

水底のおきはかしこしいままよりこきめくりませ月はへぬ

とも

同 かけまくもかしこけよとも

格 初なれはいともかしこし驚のやとほとはいかゝこたへむ

〔考證〕

○書紀集解卷一（四） 國史大系本日本書紀（八）（神代上寶劍出現）

「素戔鳴尊、初蛇曰：汝是（カミコシ）可畏之神也。」後漢書耿種傳曰：漢兵神，真可畏也。○按：欽明天皇紀：狼、獺、貴神、虎、古俗也。」「可畏之神」（天理乾元本八頁）

○書紀集解卷十八（五） 安閑天皇元年夏四月癸丑朔（國史大系日本書紀（四））

「國造稚子直等、恐懼逃匿後宮、（カミコシ）（注略之）」（カミコシ）（天理、兼右本（六））

○同右卷十八（五） 安閑天皇元年閏十二月己卯朔（四）（國史大系本（六））

「於是縣主飯粒喜懼交懷、（カミコシ）南史康絢傳曰：絢寬和、少喜懼、在廼以、其子鳥獸獻大連、爲儻賢焉。於是大河內直味張、恐畏、永悔、唐詩：紀康世中、明、永原作、誤」

○萬葉集卷十三（三） 悲別歌

「海之底、（カミコシ）興波恐、（カミコシ）磯廻從、水手運往爲、月者雖經過、」

「海之底、（カミコシ）興者恐（西本願寺本）「みなそこのおきにはおそろし」（元曆校本）

●神田本は「オキハカシコシ」とする。代匠記精擇本同。

○同卷五（三） 大伴旅人

「可既麻久波、阿夜（カミコシ）可斯（カミコシ）斯、多良志比咩、可尾能弥許等、」

○ 同卷十八 橘歌一首

「可氣麻久母安夜爾加之古志 皇神祖乃可見能大御世尔」

○ 同卷三 陳私拙懷一首 大伴家持

「可氣麻久母安夜爾可之古志 可武奈我良和其大王乃」

○ 同卷三 十六年甲申春三月安積皇子薨之時内舍人大伴宿祢家持作歌一首之一

「掛卷母綾尔恐之 詔卷毛齋忌志伎可物」

○ 同

「挂卷毛文尔恐之 音王皇子之命」

○ 拾遺和歌集 卷九 雜下 丙より人の家に借りける紅梅をほらせ給ひけるにうぐみ

すのすくひて侍りければ……

初なればいと何かしくし鶯のやどけととけいがかこにへむ

● 日本書紀に恐惶の用例が見當らない。ここに引用した恐懼、恐畏

がこれに近いものか。その他に惶懼(卷八)、惶懼(卷廿二)、謹懼(卷四)、驚懼(卷

五)等の用例が見える。

『萬葉集』の引用例の訓は今改められている。かしこしと訓まれる語はカシコキ(恐

伎畏伎恐惶、可之古伎、可之故伎)、カシコク(恐久、恐懼、可之古久)、カシコケ(恐心、畏、可

之古家)、カシコシ(前引略之、恐心石、恐、畏)、カシコミ(恐心見、恐心美、恐心彌、畏美、懼見、恐、可

之古美 加志古美等(等)が見られる。これらは形容詞であつたり動詞であつたりするが、
 恐畏惶懼等の訓としてカシコシ、カシコマル、カシコムがあてられていたと考えられる。

上表文の誠惶誠恐に附訓すればカシコシとなるであらう。『日本国語大辞典』のきうこう
 (恐惶)の項に、源語のおそれおおい意に用いられた例として、後二條師通記の寛治七
 年(一一九三)二月三日、『明月記』建久九年(一一九八)正月十五日が引かれている。

中国では『佩文韻府』に漢の趙曄の『吳越春秋』(句踐伐吳外傳)「諸侯怖懼皆恐惶」を
 引いているので早くから日本でも知られた語であつたと思われる。

●萬葉集十二3199の訓の河海と同じものの未詳。

(元暦校本)「みなそこのおきけおそろしいそわよりこきめくりませつきはへめとも」
 (類聚京集十一)同臨川書店影印本)同。神田本おそろしレかしこし。

〔桐壺〕(紫) （おそろし）河一244上 大成72）

〔紫〕○○ おとしめきすをもとめ給人はおほく

・ なをき木にまかれる枝もある物を毛をふききすをいふかわ
 りなき

・ これは高津のみこの述懐哥也 詠吹毛求疵文 漢書

・ 所好則鑢皮出其毛羽所惡則洗垢求其疵痕 家語

・ 好生毛羽惡生瘡 史集

〔河〕○○○ おとしめきすをもとめ給 所好則鑽皮出其毛羽所惡
洗垢求其癰瘰 家語 好生毛羽惡生疵 樂府大行路
高津御堂藏書
後撰 木にまかれる枝もある物を毛を吹きすをいふかゝり
なり

吹毛求疵 漢書文々

〔考證〕

○漢書 卷五十三景十三王傳三中山靖王勝(四部叢刊多 標點本262)

「今或無罪爲臣下所侵辱有司吹毛求疵也師古曰疵病筭服其臣使
證其君」

○後漢書 卷八十二文苑傳七下趙壹(四部叢刊多 標點本263)

「所好則鑽皮出其毛羽所惡則洗垢求其癰瘰」(明文抄卷四人事部下168
八續群書類從三輯下)に同文を掲出、出典を家語とす)

○韓非子 卷八大體二十九(四部叢刊13)

「古之全才體者……不吹毛而求小疵不洗垢而察難知」

○白氏文集 卷三太行路(四部叢刊、金澤文庫本)

「人心好惡苦不常好生毛羽惡生瘡」

○後撰和歌集十六雜 いたく事このむよしを時の人いふとききて 高津内親王

「なほき木にまがれる枝もあるものをけをふききずをいふがわりなさ」

○奥義抄 奥義鈔中釋 後撰集 雜二（日本歌學大系一冊）

四三 「なほき木にまがれるえだもあるものを毛をふききずをいふがわりなさ」

毛をふききずをもとむるといふこゝろなり。書云、好生毛羽惡吹毛求疵。

●吹毛而求小疵（毛を吹いて小疵を求む）とは毛を吹いて隠れた小さな疵を求めろ。すなわち人の小さな過ちを探し求める意。家語を出典としているのは、明文抄に據つたものであらう。明文抄が何に據つたか、これを明確にすべきである。

〔桐壺〕（河一八五 森一八五）

〔河〕の○○ さかなきことゝも 不祥サカシ 日本紀第一 無惡善 同文江

談 惡性サカシ 不良

伊勢物語ニ さかなきをひす心とあり 八雲抄云よからぬ

拾、いしもなむらむ女郎花人のものいひうかにくき世に

〔考證〕

○書紀集解卷一神代上(大八州生成)(カケテ國史大系本書紀カケテ)(天理乾元本カケテ不詳)

「如何婦人反先言乎(注略之)事既不詳カケテ傳三千年傳曰齊方勤我棄」

○同卷一神代上(瑞珠盟約)(カケテ國史大系書紀カケテ天理乾元本カケテ)

「日神方知素戔鳴尊固無惡意カケテ魏志張魯傳曰今之避銳鋒非有惡意」

○江談抄(水言抄)(古本系江談抄注解カケテ類聚本系江談抄注解カケテ)(カケテ三ノ)

「嵯峨天皇之時、無善惡云落書世聞多々也。望讀云(無)惡カケテ善カケテ」

讀云々」

○書紀集解卷一神代上(四神出生)(カケテ國史大系書紀カケテ天理乾元本カケテ)

「生素戔鳴尊此神性惡カケテ後漢書華佗傳曰為人性惡其善者偽也」

○同卷六垂仁天皇廿二年秋七月甲戌朔己卯(國史大系書紀カケテ天理乾元本カケテ)

「夫君王陵墓埋立生人是不良也カケテ漢書刑法志曰上下離心政謀不良」

○八雲御抄四言語部(日本歌學大系別卷三カケテ)

「さかなし(不良、よからず)」

○伊勢物語十五

「女かぎりなくめでたしとおもへど、さるさかなきえびすこ」

ろを見ては、いかゞはせんは

○拾遺和歌集 卷十七¹⁰⁹⁸ 房の前裁見になどまうでうければ 僧正遍昭

ここにしも何にほふらんをみなへし人の物いひさうにくき
よに

●さかなきこと、も一尾州家河内本さかなき事とも。青表紙本まかなきことゝ。
さかなしー他人に對して意地がわるい。

〔桐壺〕(河一は¹¹⁰和¹¹¹大¹¹²成¹¹³)

「河」○○○ たゆけにて 墮^タ史記 墮^タ徒果反 落^タ解^タ玉篇
穴^タ俞^タ覬^タ反 器^タ空^タ中^タ

〔考證〕

○論衡 卷六 禍虛篇(四部叢刊) 論衡校釋(切)

「情^タ竄^タ之人、不力^タ農^タ、勉^タ商^タ、以^タ積^タ穀^タ貨^タ。」

○六臣注文選 卷三十四 枚叔(字乘)七發八首之一(和刻本外)

「血^タ脉^タ浮^タ濯^タ、手^タ足^タ隨^タ竄^タ。」(注)善曰：郭璞方言注曰：墮、懈墮也。應劭漢書

注曰：竄、弱也。餘乳切。○濟曰：情、竄、無^タ力^タ也。

●足利文庫(圖書)六臣注本、四部叢刊本、墮、竄作情、竄。胡刻本李善注作墮、竄。墮、隋通用
字、和刻本の隨は訛誤か。

○大廣益會玉篇 篆部三五四(四部叢刊本乃) 篆隸萬象名義六(六)

「隋徒果切落 墮 同上、又 許規切 (篆) 墮(墮) 許規反 癢 毀損」

○同卷十一穴部一五四(乃) 篆隸萬象名義三(六)

「竄俞知切邪也、器、竄中、說文汚竄、」 (篆) 竄 渝 難 反 汗俞、汗耶

○玄應一切經音義 卷九(大智度論 九十九卷) (書殿部本ニル)

「竄墮 余乳反、竄勞也、勞苦者多墮、竄也、亦嬾也、」

・竄墮 余乳反、爾雅竄、勞也、郭璞曰、勞苦者多墮、竄也、亦嬾也、言嬾之、

或作嬾字也、星衍曰、竄字从元、元、嬾聲、此、孫星衍校正本九(乃)

以爲會意字、近王、安石字說其誤甚矣、

●爾雅 上釋詁一(四部叢刊本)

「倫、勸、邱、救、勤、愉、庸、瘡、勞也、(郭璞注)……勞苦者多惰、愉、今字或作竄、同、」

○法中、墮 音惰、オコタル 隋墮ニ正

○法中、墮 徒果反、徒臥反、惰、惰、惰、俗、オコタル 惰、オコタル

○佛中、嬾 物ウシ、嬾、物ウシ、嬾、物ウシ

○法下、嬾 音度、音哭、物ウサシ

ナヤマス(物ウシ)

●たゆしーだるい意。墮、竄は力無いさまをいう。タユは漢語の音であるが、これ
が「たゆし」という和語になったか。史記の用例未詳。この語について宣長

は拾遺に目をおげて物を見る目つきなり、目なりとのみある注はたらずといへり、又まげゆきなりといへる注も、かなはず、たゆきは俗にだるきといふことにて、目つきのだるげに見ゆる、病者のさまなり、河海に墮竈、これあかなはず、(玉のをくしむ)と述べている。なお、河海抄において善成は顧野王の「玉篇」ではなく、大廣益會玉篇を用いて注釋を行っている。

・拾遺は契沖の源注拾遺を指す。(全集九八頁)

○史記卷三十九貨殖列傳下九(百樹本¹²、標點本³²⁷⁰頁)

「果隋注徐廣曰、地理志作臚。索隱曰、隋音徒火反、臚音郎果反。」

羸注正義曰、隋今爲搖音同、上古少字也、果搖猶搖疊包裹也。今

楚越之俗尚有裹搖之語、楚越水鄉、足螺魚蟹、民多採捕積聚、搖疊包

裹煮而食之。地勢饒食無飢饉之患、以故皆羸注徐廣曰、音紫。皆

羸音且墮之謂也。兪生無積聚而多貧。」

「果隋羸羸始の果隋は搖がして包む意、これが司馬遷の意とし

た用法という。「果臚は草木の實、これは漢書において班固が

理會しに意。「羸始はにしとはまぐり。楚越は水郷である魚貝

類多くて、これを集めて包み煮きにする」と解するのが司馬遷の

釋くところであり、木の實といははまぐりとするのが班固の解とする。どうも釋然としないところもあり、『河海抄』は本文と注をとり混ぜ、隋(隋)墮と毓(毓と誤る)を結び一語と考えたのであろう。皆毓は、苟且墮嬾だといい、一時しのぎをしてなまける意。これにだやし、だやしに近い意味を持っている。すなわち緊張がゆるみおこる意になる。

〔桐壺〕(紫) 1022 河 1393 大成 84

〔紫〕○○○○ てくるまのせんし

・輦車宣旨

〔河〕○○○○ てくるまのせんし

輦車

清寧天皇三年奉億計雄計八王青蓋車迎入宮中

仁明天皇女御藤澤子紀伊守贈左大臣依病退出之時被聽輦

車卒逝之後以少納言被贈三位云々

輦車は石はしのたかき門よりのほる中重を出入のため

中重の輦車共いふ 牛車は牛のよる所まで乗る 牛車を聽て

上東門を出入する

職員令曰輿輦 注曰舉行曰輿輓行曰輦

韋豹曰黃帝與蚩尤戰於涿鹿有五色雲金枝玉葉止于帝上有花葩之像因而作花蓋輦輦

周禮皇后玉輅輦車且輓有翼羽蓋鄭玄曰后居宮中從容乘之輓輦人輓以行

司馬法曰夏后氏謂輦曰余車殷曰胡奴車周曰輶車又曰夏后人廿人而輦殷十八人而輦周十五人而輦

亦雅徒御而馬輦者也輓音无阮反周禮戎車但輓鄭玄曰為輓輦人輓之說又引車也

後漢書曰挽車而去挽引之卓茂傳

〔考證〕

○日本書紀卷十五清寧天皇三年春正月丙辰朔（國史大系本亦同兼右本同）

小楠等持信計弘計到攝津國使臣連持節以王青蓋車迎入宮中

○集解注外賀後漢書安帝紀曰其夜使驪持節以王青蓋車迎帝（齊）于殿中註續漢志曰皇太后皇太子皆安車朱班輪青蓋金輦（皇）皇子

為王錫以乘之故曰王青蓋車皇孫則綠車（標點本二頁附屬）

○續日本後紀卷八仁明天皇承和六年六月庚戌朔己卯（國史大系同）

女御從四位下藤原朝臣澤子卒故紀伊守從五位下繼繼之女也

- 毛詩卷十 小雅 車攻八章章四句(四部叢刊刊)
- 徒御不驚 大庖不盈徒御驚也 御御馬也 徒驚也 御驚也
- 太平御覽卷七十四 輦(七)
- 爾雅曰 徒禦不驚 輦名也(レ上引爾雅)
- 大廣益會玉篇卷十七 車部三(四部叢刊刊)
輓无阮切 引 ○篆隸萬象名義卷五无遠切 輓無阮反 輦車組
- 周禮戎車但輓レ前引周禮の輦車組輓…鄭氏註…爲輦輪人輓之…を誤ったものであろう。
- 說文解字注 卷十五 十四篇上(切)
- 輓輓引車也引車曰 从車免聲 無遠切
- 後漢書卷五 列傳十五 卓茂傳(四部叢刊刊)
- 挽車而去
- 抄に挽引とあるのは注記であらう。
- 篆隸萬象名義卷五无遠切
- 輦輦力剪反 輦輪
- 周禮 鄭注の輦輪を輦輪とした本文があった可能性がある。

〔桐壺〕（紫ナシ河カハ大成タウ）

〔河〕御つかひのゆきかふとも 交加 ユキカウ

源氏三歳時遭母喪事 文彦太子三歳時左大臣時平女薨

〔考證〕

・交加は漢語ではお互にゆききする意、和語でもほげ同意。
 玉のをくし』五に「河海に交加とある、さらになはず」とあるが、
 その理由が示されない。後漢書卷七十八宦者列傳六十八孫程傳に「（良）
 賀清儉退厚位至太長秋、賀獨無所薦帝引問其故對曰臣生自草
 萊長於宮掖既無知人之明又未嘗交加士類」と見える。この交加は
 紹興刊本（百柄本）では「交知」となっている。いづれが正しいか決め
 かねるが、交加であればゆききする意である。

・文彦太子は醍醐天皇の第二皇子保明親王の諡號、母は皇后穩
 子。三歳の時穩子は健在。扶桑略記サニサ四に次のように記す。
 『延喜四年甲子二月十日乙亥保明（正しくは宗家）親王立皇太子時年
 二歳。母故攝政太政大臣藤原朝臣基經女中宮穩子也。』延喜十六
 年十月廿二日甲辰皇太子加元服。年十四。延喜廿三年三月廿一

日皇太子保明親王無病而薨年廿一歲。四月廿六日庚午女御藤原穩子立皇后。河海抄の根據未詳。

〔桐壺〕(紫ナシ河(ハナカサ)大成)

〔河〕いとあへなくて 最無敢 尊イト

〔考證〕

法下54, 「敢(最)イト和サイ」

僧上6, 「苦イト」

色葉字類抄上(前)10, 「最イト 苦丁已上同」

僧中の「敢」アヘテ和カム

温古知新書ニハ「敢」辨(風間書房版)

運歩色葉集一七, 「最、同、尊、同、太」

・漢語としての「無敢」はあえて……しないの意。決して……しないことである。和語としては、手のほどこしようない状態に對して、けりあいがない、がっかりした意となる。和漢ともに物事を投げ出している點共通するところがあるが、意味が分化している。書經(尚書)の周書 費誓言「善救乃甲冑敵乃干無敢不戰」を見ればその違いは明白であらう。

宣長は「俗言にはりあひなく、力の落にるといふ意なり」(玉のをくしと)と述べる。

〔桐壺〕(紫式河¹⁴⁷⁸ 大成⁹⁴)

〔河〕よろしきことにに 宜とはたとへはさまてならぬ事と
夏曆に宜といふも中品の日と此物語にもよろしき日とあり
但万葉に物はみなあたらしきよし人はたふりぬるのみそよ
ろしかりける 是はよき儀之可隨所之此哥は尚書に器貴新人
貴舊といへる心之

〔考證〕

○尚書卷五 盤庚上 九 尚書 孔氏傳(四部叢刊^三)

「遲任有言曰人惟求舊器非求舊惟新」
太平御覽卷七五六 器物部一 器皿(二³³⁴ト)

書曰遲任有言曰人惟求舊器非求舊惟新 言人貴舊器貴新

○萬葉集卷十¹⁰⁸⁵ 春雜歌 數舊

「物皆者新吉唯人者舊之應宜」

○法下⁴⁸ 宜音儀ヨロシ

○夏曆

漢書卷三十一上律曆志上

(四部叢刊三編卷一百五十五、標點本1400、和刻(237f))

「故其所記有黃帝顓頊夏殷周及魯曆。太史令司馬遷等言歷曆紀懷廢宜改正朔。推傳序文則今夏時也。」

・太平御覽卷十六時序曆(二)引漢書律曆志)
・よろしきこととは尋常普通のありふれたことをいう。

〔桐壺〕(紫10%₁₄、河14%₁₀、大成10%)

〔紫〕を下きといふ所にはいかめしうそのさほうしにるにおはしつきたる心ちいかはかりかはありけん

贈正一位源氏清和天皇外祖母在山城國愛宕墓見延木式事
〔河〕^{愛宕}にきといふところにい^{可畏}かめしう^畏そのさほうしにる

桓武天皇平安城に遷都の時此地を諸人の葬所に定らる見延曆遷都記彼に珍皇寺といふ寺あり弘法大師の聖跡としていまに東寺一長者管領也云

大師遺告云 宇宕當

^{道慈律師弟子}

右寺建立大師吾祖故慶俊僧都也以下畧之

清和天皇外祖母贈正一位源氏喪 山城國愛宕墓

^{見延喜式}

〔考證〕

○延喜式卷二下 諸陵寮（國史大系附頁）

「愛宕墓 贈正一位源氏清和太上天皇外祖母在山城國愛宕郡。

兆域東二町南一町西一町五段北一町五段守戸一畑。」

・兆域は墓所、守戸は陵墓の清掃管理をする職、一畑は一軒。

○延暦遷都記 未詳 國書總目錄に「延暦遷都記事」が著録さる。

○伊呂波字類抄卷六（オ）諸寺（ウ）風間書房版）

「珍皇寺 オタキテラ 愛宕寺 オタキテラ 參議小野篁卿建立、土俗云、

此寺者、山城國分寺、弘法大師幼少之時、相從慶源僧都又住此寺云

云……」

○三寶院文書 第三回採訪十七 山城（増補弘法大師傳記集覽 821頁 承和三年）

「珍皇寺（ハシラ書） 東寺中 珍皇寺事

右當寺者、高祖大師練行薰修之聖跡、小野篁冥道神通之名地也。

至徳四年五月 日」

○御遺告（弘法大師全集 二四〇頁 密教文化研究所版）

「一、以珍皇寺、字宕可修治後生弟子門徒之中緣起第四

右寺建立大師是吾祖師故慶俊僧都也。依有諸門徒相共付屬加、

修治來者也。」

○前田本邑葉字類抄上ハカ

「魏同(イヨ、カ) 醜(イカメシ) 醜烈醜 已上同」

○集韻卷九入聲上屋一 腩 女六切 (必頁上海古籍出版)

「而怛聽醜聊 說文慙也。或作怛聽醜聊」

○說文解字注下ハカ

「慙慙也从心而聲。(而)(慙ははじろ意。)

○王褒河漢賦卷十七(和刻本云臣注)

「憤伊鬱而醜醜」立臣作醜奴谷切 慙眸子之喪精(注)善曰、蒼頡篇曰醜

憂兒。銳曰、醜醜憂積兒。(中國の用例において醜にいかめしの意なし)

○温古和新書

「嚴醜醜醜」(28) 「可畏器量」(28)

○運歩色葉集(6)

「可畏河海」

○群書治要卷二 尚書 咎 頁 13 (汲古書院影印本、金澤文庫舊藏)

「可愛非君可畏非民」(畏れいましむべき)

・いかめしうは盛大で嚴肅なさまをいう。

〔桐壺〕（紫式部河〔16〕ねつ大成1012）

〔河〕心はせもなたらかに 心操 平〔方〕日本紀 朽論語 澤詩

いさゝぬに時まつまにそ日はへぬる心はせをけ人にみえつ

〔考證〕

○佛下本外。『操心ハセ 心——コハロハセ』

○乾元本日本書紀（天理善本叢書）

「皆以平心容焉」（卷一 124頁）

「平心」（國史大系34頁）

「恒以平怒相容焉」（卷一 130頁）

「平如心」（國史大系36頁）

・諸本「平」をナタラカとする訓なし、河海抄の典據未詳。名義抄は「平タヒラカニナリ（佛上外）」タヒラカニ（佛上外）とする。

○佛中14。『臆ナタラカナリ』

○論語公冶長立 何晏集解外（正平版）（原文訓點なし）

「糞土之牆不可朽」王肅曰、朽、壞也。二者喻雖施功猶不成也。

・朽は壁土を塗るにて、壁の表面を平らにする。「ナガラカ」と

いう訓はここに生じにや。『河海抄』の「朽」は誤寫であらう。

○黒川本色葉字類抄中「朽」ナラカニス

○論語集說卷二公冶長五(漢文大系二〇頁)

「集疏 翟灝云、左傳汚人以時、煨官室、音義曰、汚本又作朽、蓋朽其正

體、汚則通借、而朽爲續作字也。」(右論語の注)

○温古知新書、脱「朽」

○集韻卷二平聲二模上、〇頁

「朽、朽、鈔、模、說文所以塗也、秦謂之、朽、關東謂之、模、或作朽、鈔、模、

○法上、ナラカナリ

・なたらかは氣立が良く圓滿なさま。

○詩經 適例未詳。圖書陵本類聚名義抄に「陂澤」光潤、ウルホス詩

ウツクシヒナタラカナリ、シタラカナリ類の例もあるが語義適合せず。強

いて例を求めるなら、詩經(毛詩)卷七陳宛丘詒訓傳上(四部叢刊の

に澤陂刺時也、言靈公君臣淫於其國、男女相說、憂思感傷焉、彼澤之

陂有蒲、與荷有美、一人傷如之何」と見える。鄭玄の箋(注)による

と蒲は柔滑(荷)蓮は佼大(美しく立派)、いずれも澤陂に生じている。蒲

を説ぶ所の男の性、荷を説ぶ所の女の容體に喩えているという。

ここに澤をナガラカと解釋する原據があつたかも知れない。
西村富美子「河海抄」所引書考は國風秦風「無衣」の「豈曰無衣、與子同澤」を引證。毛傳によると「澤、潤澤也」と注す。

〔桐壺〕紫^{（西村）}河^{（の）}壁^{（大）}成^{（ル）}

〔紫〕野わきたちてはたさむきタくれのほとつねよりもおほし
いつる事おほくてゆけいの命婦をつかはす

今日謂婦人帶五位以上爲内命婦也五位以上妻曰外命婦也
〔河〕ゆけいの命婦をつかはす

大同三年七月廿日以衛門^{（以下脱落）}府併衛

職員令云内外命婦注曰謂婦人帶五位以上爲内命婦五位以上
妻曰外命婦也又後宮職員令曰其外命婦准夫位次故周禮曰内命
婦謂九嬪世婦女御也外命婦謂卿大夫之妻也

ゆけいの命婦は左右衛門佐也命婦は五位女藏人六位也
藏人もあり婦人の五位以上を帶するを内命婦といふ五位以上
の者の妻を外命婦といふ令文也漢家又大概これにおなし但内
命婦は九嬪世婦をいふとあれば本朝にはかへるへし

禮記^{（喪大記）}注曰世婦を爲内命婦卿大夫之妻爲外命婦

毛詩注曰公侯の夫人は織紵縫卿之内子、大帶大夫命婦成祭服
土妻朝服庶士以下各衣其夫葛單注

續日本紀曰延暦二年春正月戊寅日朔是日勅内親王及内外命
婦服色有限不得僭老

分庭皆命婦 對院即儲皇 白氏文集

^新東三條院女御におはしましける時圓融院つねにわたり給け
るを聞侍てゆけいの命婦かもとにつかはしける

春霞になひきわたるおりにこそかゝる山邊もかひはありけ
れ

〔考證〕

○日本後紀卷十七 平城天皇(國史大系卷八)

大同三年秋七月辛巳朔…壬寅廢衛門、併左右衛士府…其諸門禁
衛出入禮儀及門籍門勝等事令衛士府主之仍號曰左右衛門府

・和名抄卷五 官名五十一

府 職買令云…衛門府由今比乃豆加佐

「令集解」五職員令左衛士府の注によると「弘仁二年十一月廿八日官符云、應改左右衛士府爲左右衛門府事」と記す。門籍・門勝は門の標札、まに門の通行證。

○令集解釋義三職員令（五頁）

「内外命婦注」謂婦人帶五位以上、曰内命婦也。五位以上、妻、曰外命婦也。釋云、五位以上、謂内命婦從夫得陰、謂外命婦何者、後宮職員令云、其外命婦准夫位次故也。周禮云、内命婦謂九嬪世婦女御也。外命婦謂卿大夫之妻也。

・令集解六後宮職員令（釋義四頁）に「凡内親王女王王及内命婦朝參行立次第者各從本位其外命婦准夫位次」（注省略）と見える。

○周禮卷二天官冢宰下鄭氏注内宰（四部叢刊二卷）

「外内命婦正其服位」注内命婦謂九嬪世婦女御鄭司農云外命婦卿大夫之妻王命其夫后命其婦玄謂士妻亦爲命婦。

○禮記卷十三喪大記鄭氏注（四部叢刊）

「内命婦姑姊妹子姓立于西方外命婦率外宗哭于堂上北面」（注）姓之言生也其男子立于主人後女子立于夫人後世婦爲内命婦卿大夫之妻爲外命婦外宗姑姊妹之女。

○毛詩卷一周南關雎詁訓傳(葛覃 鄭玄注、陸德明釋文(四部叢刊))

「是刈是穫爲締爲紵服之無數」(注) 漢煮之也、精曰紵、麤曰紵、數、厭也、古者王后織玄紵、公侯夫人紵、卿之內子大帶、大夫命婦成祭服、

士妻朝服、庶士以下各衣其夫、箋云、服整也、漢胡郭反、締、恥知

反、紵、去逆反、數、本又作獸、音亦、統都覽反、紵、五采如紵、狀用縣瑱也、紵、獲耕反、纓之無紵者、從下仰屬於冠、紵音延、纓上覆也、

・締は細いくず絲で織った布、紵はくずの絲で織った粗い布、

玄紵は冠の前後に垂らす黒いひも、紵は冠のひもと冠の上を覆ふ黒い布をはった板、

○續日本紀卷三十七 桓武天皇(國史大系49頁)

「延暦二年春正月戊寅朔、是日勅、内親王及内外命婦服色有限、不得僭差、比來所司寬容、曾不禁制、恣着禁色、既無貴賤之殊、

・階差は身分分限をこえにがう、抄の老は書寫の誤り、

○白氏文集卷十五 渭村退居寄禮部崔侍郎翰林錢舍人詩一百韻(四

部叢刊)

「分庭皆命婦、對院即儲妃」

○白氏文集 參考ではあるが、陳鴻の長恨歌傳に次のようにある、

「時毎歲十月駕幸華清宮内外命婦（朝服五七職及）昆耀景從（清原宣賢筆龍門文庫本に）
よる

○新古今集卷十六雜歌上（新編国歌大觀卷一四頁）

「東三條院女御におはしける時、圓融院つねにわたり給ひける
 をさき侍りて、ゆげひの命婦がもとにつかはしける

東三條入道前攝政太政大臣
 春がすみたなびきわたるをりにこそさがる山邊はがひもあり
 けし